

## 令和元年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果

### 【調査目的】

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「高齢者虐待防止法」という。）に基づき、令和元年度の高齢者虐待の対応状況等を把握するため、調査を実施した。

### 【調査対象】

全国 1,741 市町村（特別区を含む。）及び 47 都道府県。

### 【令和元年度調査方法】

令和元年度中に新たに相談・通報があった事例や平成 30 年度以前に相談・通報があったもののうち、令和元年度中に事実確認や対応を行った事例、市町村や都道府県における高齢者虐待対応に関する体制整備の実施状況等について Excel ファイルの調査票を上記自治体へ配布し、回答を得たもの。

### 【留意事項】

割合（％）は四捨五入しているため、内訳の合計が 100％に合わない場合がある。

### 【調査結果概要】

#### 1. 高齢者虐待判断件数等

（【 】内は添付資料：調査結果のページ番号）

高齢者虐待と認められた件数は、養介護施設従事者等（※1）によるものが令和元年度で 644 件であり、前年度より 23 件（3.7％）増加したのに対し、養護者（※2）によるものは 16,928 件であり、前年度より 321 件（1.9％）減少した。また、市町村への相談・通報件数は、養介護施設従事者によるものが 2,267 件であり、前年度より 80 件（3.7％）増加したのに対し、養護者によるものは 34,057 件であり、前年度より 1,826 件（5.7％）増加した。表 1、図 1～2 【2～6P、12～14P】

表1 高齢者虐待の虐待判断件数、相談・通報件数（平成30年度対比）

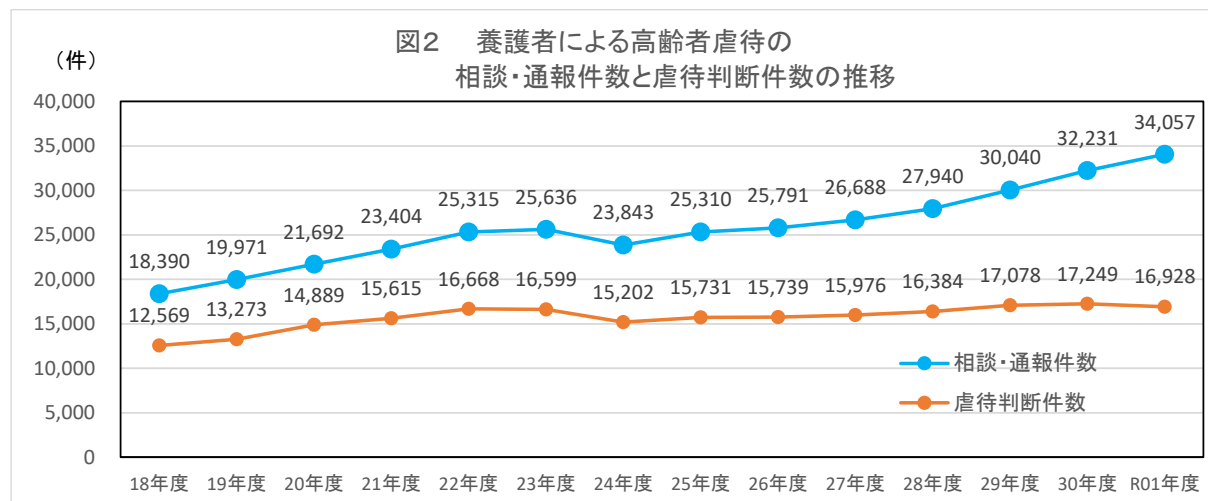
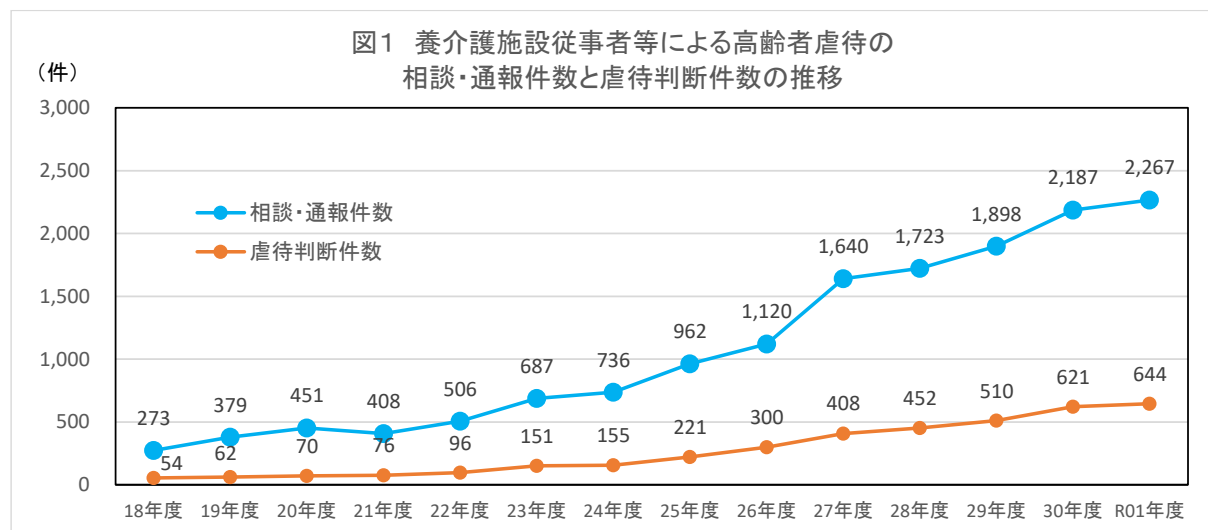
	養介護施設従事者等（※1）によるもの		養護者（※2）によるもの	
	虐待判断件数（※3）	相談・通報件数（※4）	虐待判断件数（※3）	相談・通報件数（※4）
令和元年度	644件	2,267件	16,928件	34,057件
平成30年度	621件	2,187件	17,249件	32,231件
増減 (増減率)	23件 (3.7%)	80件 (3.7%)	-321件 (-1.9%)	1,826件 (5.7%)

※1 介護老人福祉施設など養介護施設又は居宅サービス事業など養介護事業の業務に従事する者

※2 高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等

※3 調査対象年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日）に市町村等が虐待と判断した件数（施設従事者等による虐待においては、都道府県と市町村が共同で調査・判断した事例及び都道府県が直接受理し判断した事例を含む。）

※4 調査対象年度（同上）に市町村が相談・通報を受理した件数



## 2. 養介護施設従事者等による高齢者虐待

### (1) 相談・通報者

相談・通報者 2,642 人のうち、「当該施設職員」が 628 人 (23.8%) で最も多く、次いで「家族・親族」が 499 人 (18.9%) であった。(複数回答)【2～3P】

※ 1 件の事例に対し複数の者から相談・通報が寄せられるケースがあるため、相談・通報者数は相談・通報件数 2,267 件と一致しない。

### (2) 事実確認の状況

相談・通報の受理から事実確認開始までの期間の中央値は 7 日であり、相談・通報の受理から虐待判断までの期間の中央値は 36 日であった。【3P】

### (3) 虐待の発生要因

「教育・知識・介護技術等に関する問題」が 366 件 (56.8%) で最も多く、次いで「職員のストレスや感情コントロールの問題」が 170 件 (26.4%)、「虐待を助長する組織風土や職員間の関係の悪さ、管理体制等」が 132 件 (20.5%)、「人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ」が 81 件 (12.6%) であった。(複数回答)【4P】

### (4) 過去の指導等

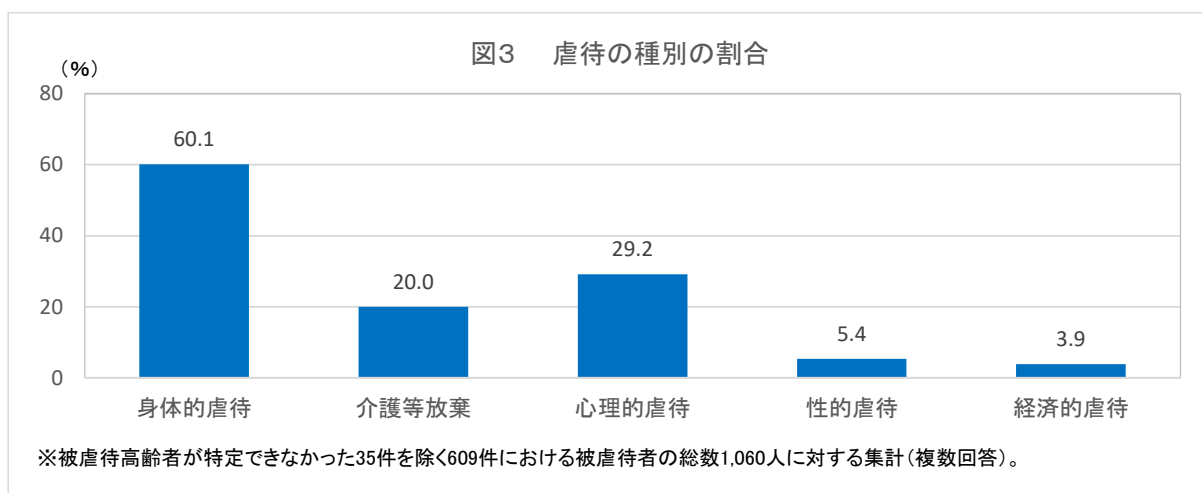
虐待の事実が認められた 644 件の施設・事業所のうち、199 件 (30.9%) が過去何らかの指導等 (虐待以外の事案に関する指導等を含む) を受けており、過去にも虐待事例が発生していたケースが 23 件あった。【4P】

### (5) 虐待の事実が認められた施設・事業所の種別

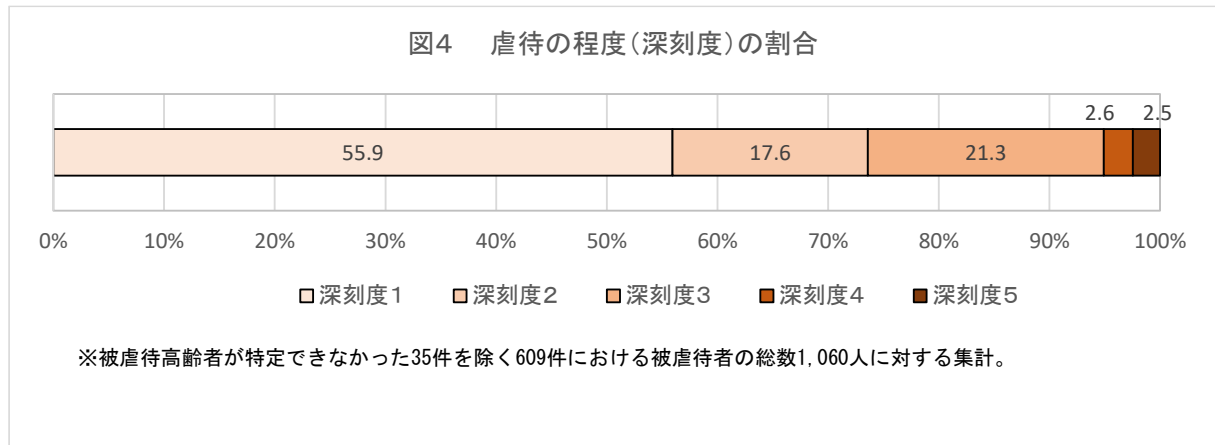
「特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設)」が 190 件 (29.5%) で最も多く、次いで「有料老人ホーム」が 178 件 (27.6%)、「認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)」が 95 件 (14.8%)、「介護老人保健施設」が 72 件 (11.2%) であった。【6P】

### (6) 虐待の内容

- 養介護施設従事者等による虐待において特定された被虐待高齢者 1,060 人のうち、虐待の種別では「身体的虐待」が 637 人 (60.1%) で最も多く、次いで「心理的虐待」309 人 (29.2%)、「介護等放棄」212 人 (20.0%) であった。(複数回答) 図3【7P】



- 被虐待高齢者 1,060 人のうち、「身体拘束あり」は 277 人 (26.1%) であった。【7P】
- 虐待の程度 (深刻度) では、5 段階評価で最も軽い「深刻度 1」(生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等) が 593 人 (55.9%) である一方、最も重い「深刻度 5」(生命・身体・生活に関する重大な危険) は 26 人 (2.5%) であった。【図 4】【8P】
- 養介護施設従事者等による虐待における死亡事例は 4 件であった。

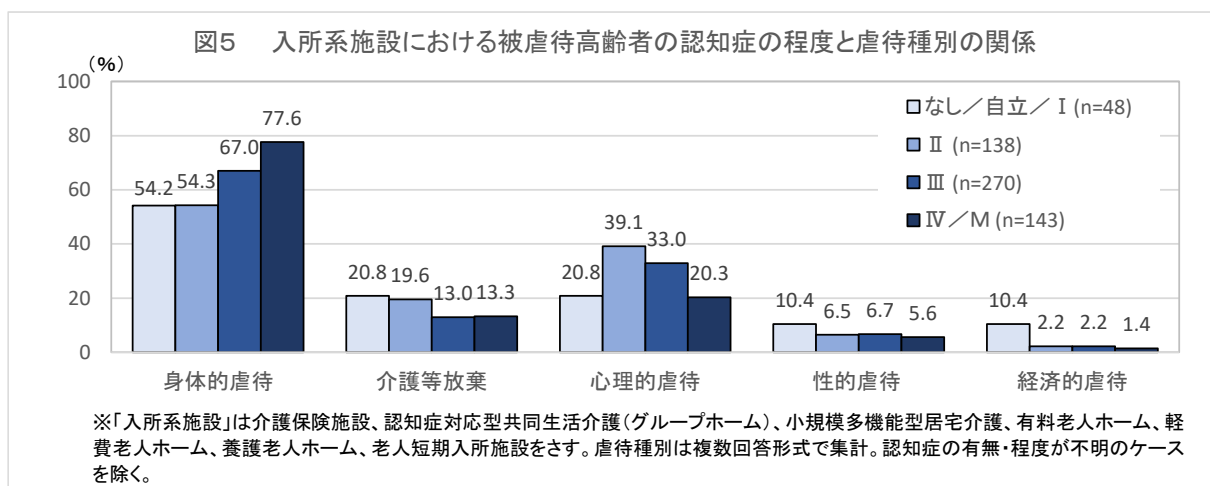


(7) 被虐待高齢者の状況

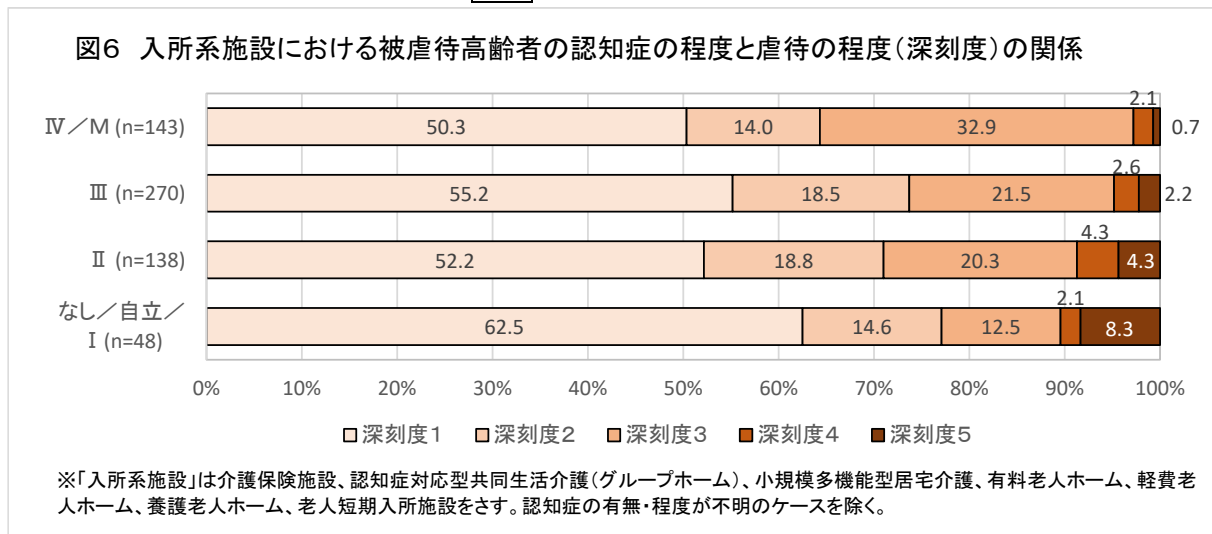
- 被虐待高齢者 1,060 人のうち、「女性」が 741 人 (69.9%) を占め、年齢は「85～89 歳」が 249 人 (23.5%)、「90～94 歳」が 206 人 (19.4%) であった。また、要介護度 3 以上の者が 803 人 (75.8%)、被虐待高齢者の認知症日常生活自立度Ⅱ以上の者が 804 人 (75.8%)、要介護認定者のうち障害高齢者の日常生活自立度 (寝たきり度) A 以上の者が 610 人 (57.5%) であった。【8～9P】

(認知症との関係)

- 入所系施設における被虐待高齢者の「認知症の程度」と「虐待種別」の関係をみると、被虐待高齢者の認知症日常生活自立度Ⅳ/Mの場合、身体的虐待を受ける割合が特に高い。【図 5】【27P】

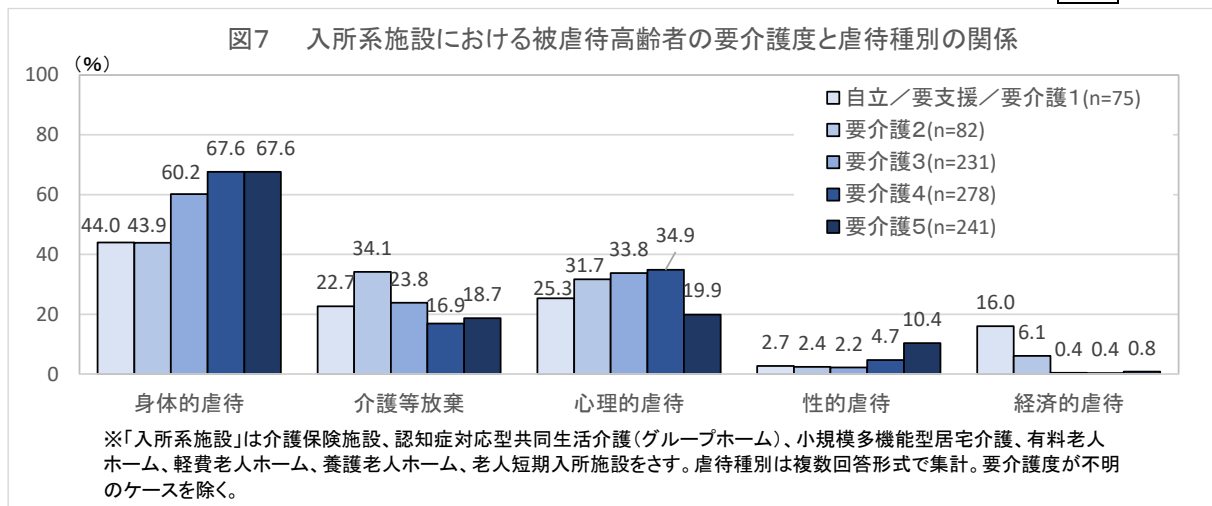


- 入所系施設における被虐待高齢者の「認知症の程度」と「虐待の程度（深刻度）」の関係をみると、被虐待高齢者の認知症日常生活自立度IV/Mの場合「深刻度3」以上の割合が35.7%を占めていた。【図6】【27P】



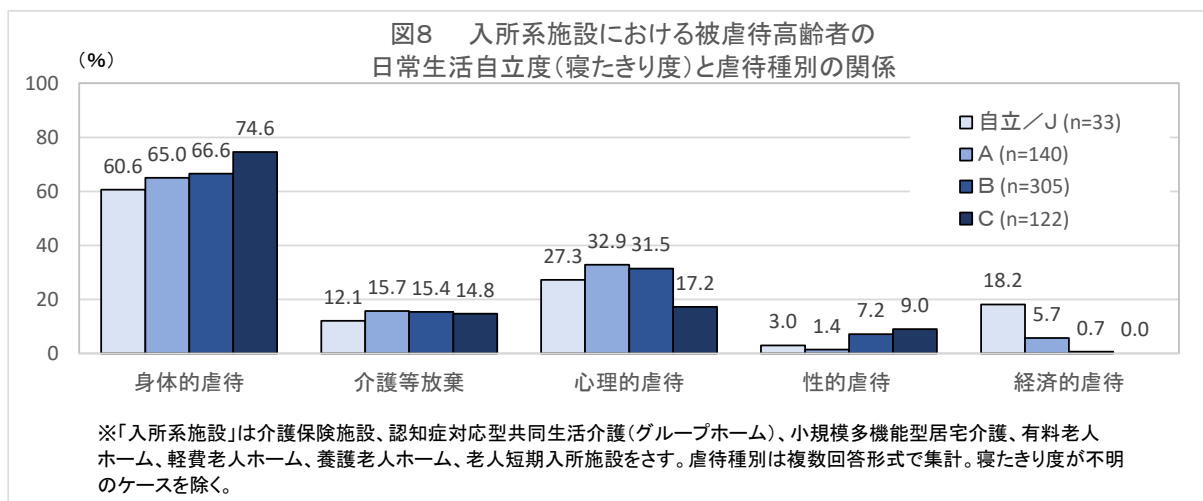
(要介護度との関係)

- 入所系施設における被虐待高齢者の「要介護度」と「虐待種別」の関係をみると、要介護度が重度になるほど「身体的虐待」の割合が高まる傾向がみられた。【図7】【28P】



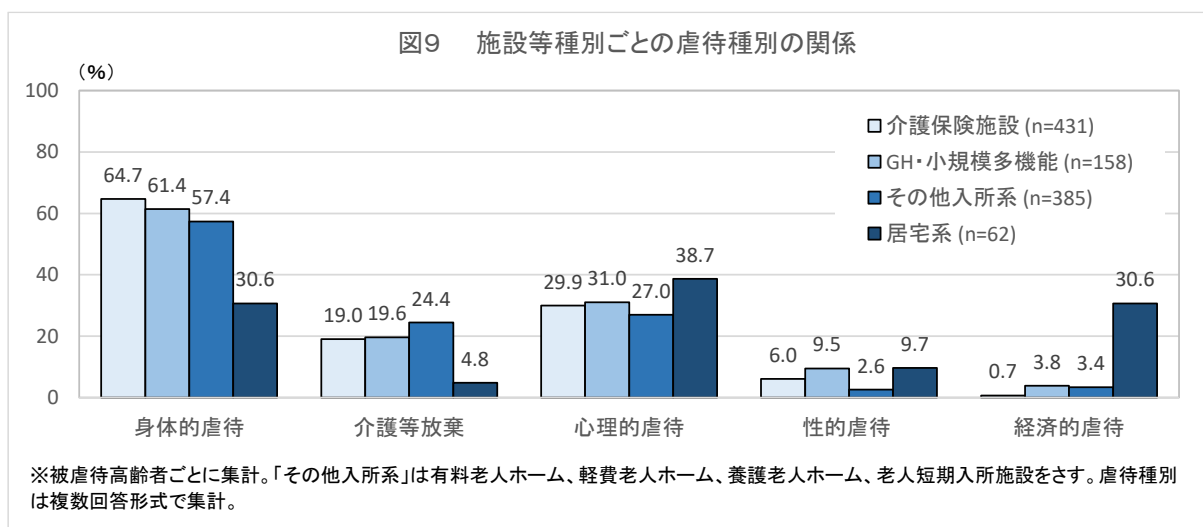
(日常生活自立度(寝たきり度)との関係)

- 入所系施設における被虐待高齢者の「日常生活自立度(寝たきり度)」と「虐待種別」の関係をみると、「日常生活自立度(寝たきり度)」が低くなる(身体機能が低下する)ほど「身体的虐待」の割合が高い傾向がみられた。【図8】【28P】

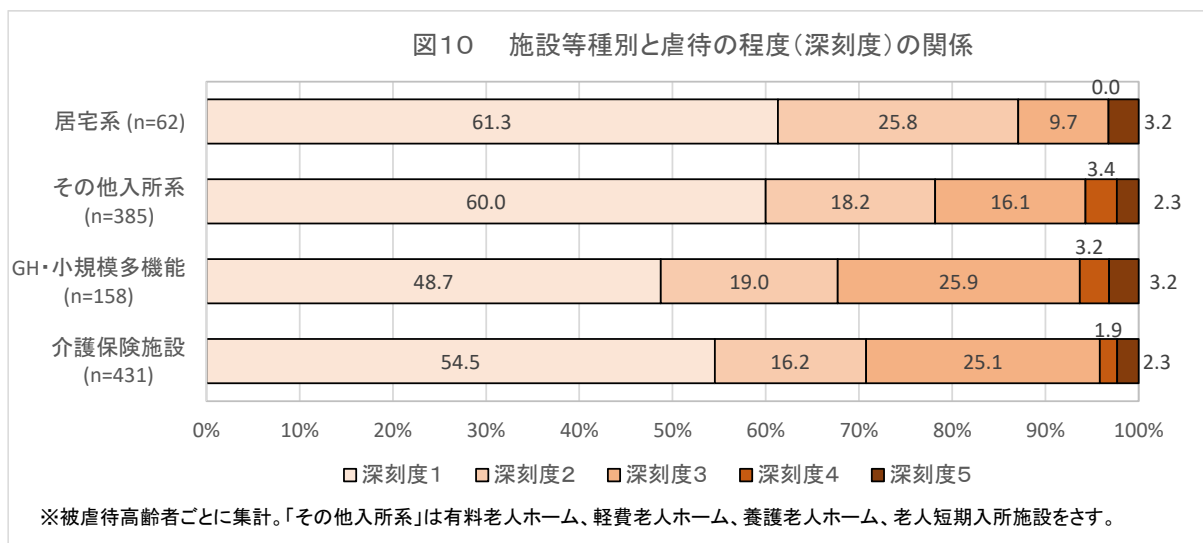


(施設種別との関係)

- 「介護保険施設」や「認知症対応型共同生活介護(グループホーム)・小規模多機能型居宅介護」、「その他入所系」では、居宅系と比べて「身体的虐待」や「介護等放棄」が含まれる割合が高い。
- 「居宅系」では、他の施設種別に比べて「心理的虐待」や「経済的虐待」が含まれる割合が高い。【図9】【29P】

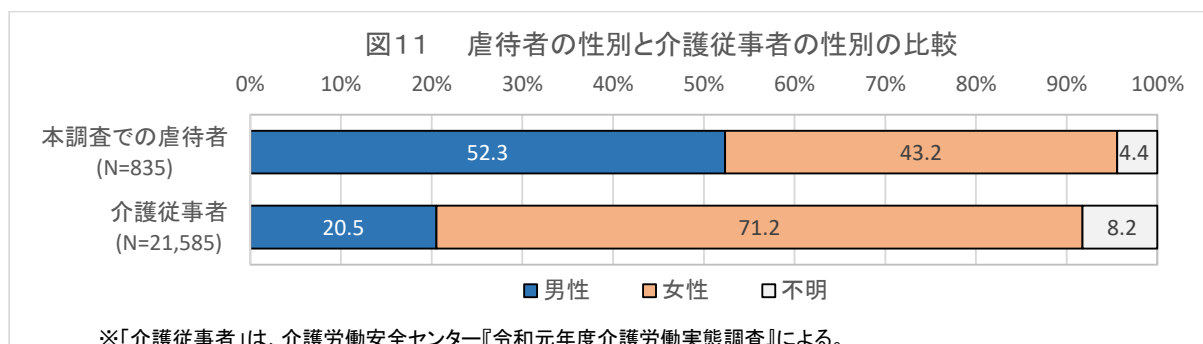


- 「施設種別」と「虐待の程度(深刻度)」の関係をみると、「認知症対応型共同生活介護(グループホーム)・小規模多機能型居宅介護」、「介護保険施設」において「深刻度3以上」の割合が高い傾向がみられた。【図10】【30P】

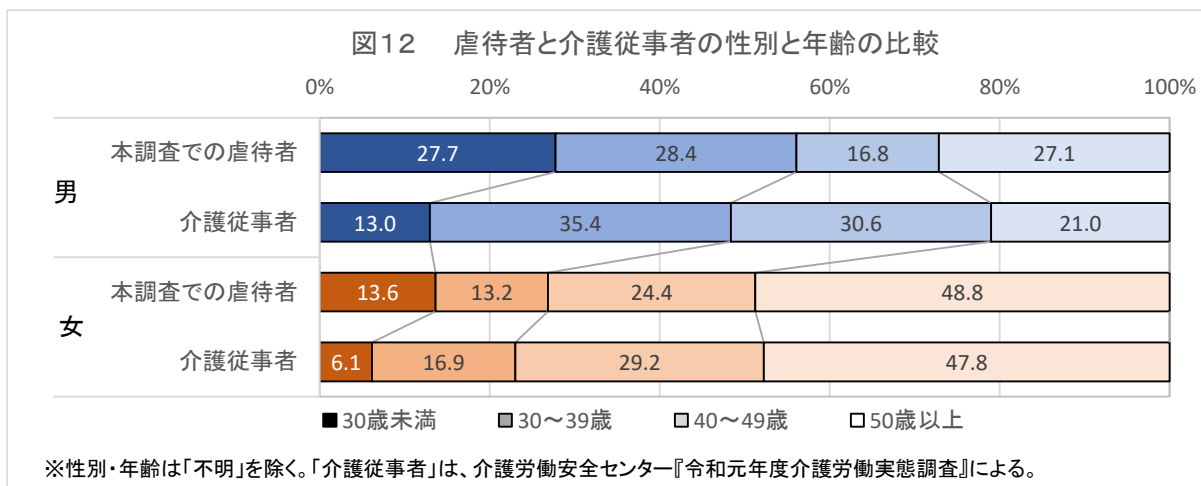


(8) 虐待を行った養介護施設従事者等(虐待者)の状況

- 養介護施設従事者等による虐待において特定された虐待者の835人のうち、「50～59歳」が130人(15.6%)、「30～39歳」が125人(15.0%)、「30歳未満」が124人(14.9%)、「40～49歳」が114人(13.7%)、職種は「介護職」が664人(79.5%)であった。【9～10P】
- 虐待者の性別は、「男性」が437人(52.3%)、「女性」が361人(43.2%)であった。虐待者の男女比については、介護従事者全体(介護労働実態調査)に占める男性の割合が20.5%であるのに比して、虐待者に占める男性の割合が52.3%であることを踏まえると、虐待者は相対的に男性の割合が高い。[図11]【30P】



- 虐待者の男女別年齢と介護従事者を比較すると、男性・女性ともに「30歳未満」の虐待者の割合が介護従事者全体よりも高い傾向がみられる。[図12]【30P】



(9) 虐待の事実が認められた事例への対応状況

市町村等において、施設等への指導、改善計画の提出のほか、法の規定に基づく改善勧告、指定効力の停止等の対応が取られていた。【10～11P】

### 3. 養護者による高齢者虐待

(1) 相談・通報者

相談・通報者 36,730 人のうち「介護支援専門員」が 10,119 人 (27.5%) で最も多く、次いで「警察」が 10,007 人 (27.2%)、「家族・親族」が 2,895 人 (7.9%) であった。【12P】

※ 1 件の事例に対し複数の者から相談・通報が寄せられるケースがあるため、相談・通報者数は相談・通報件数 34,057 件と一致しない。

(2) 事実確認の状況

○ 相談・通報の受理から事実確認開始までの期間の中央値は 0 日 (即日) であり、相談・通報の受理から虐待判断までの期間の中央値は 2 日であった。【13P】

○ 相談・通報件数 35,125 件 (平成 30 年度以前に相談・通報があったもののうち、令和元年度中に事実確認を行ったものを含む。) について、市町村が事実確認を行った事例 33,398 件 (95.1%) のうち、「訪問調査」が 21,942 件 (62.5%)、「関係者からの情報収集」が 11,270 件 (32.1%)、「立入調査」が 186 件 (0.5%) により実施された。【13P】

(3) 虐待の発生要因

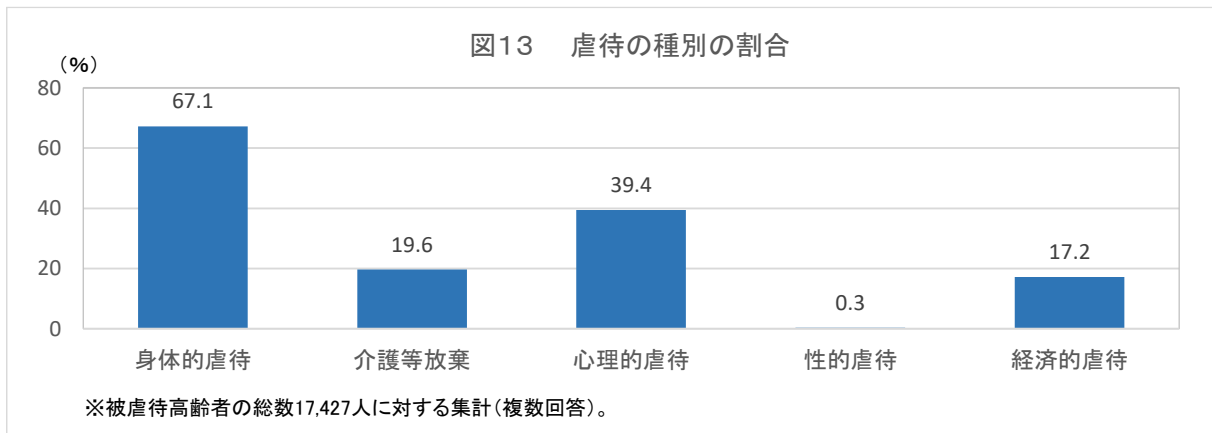
虐待者の「性格や人格 (に基づく言動)」が 9,178 件 (54.2%)、被虐待者の「認知症の症状」が 9,037 件 (53.4%)、虐待者の「介護疲れ・介護ストレス」が 8,183 件 (48.3%) であった。(複数回答) 【14～15P】

(4) 虐待の内容

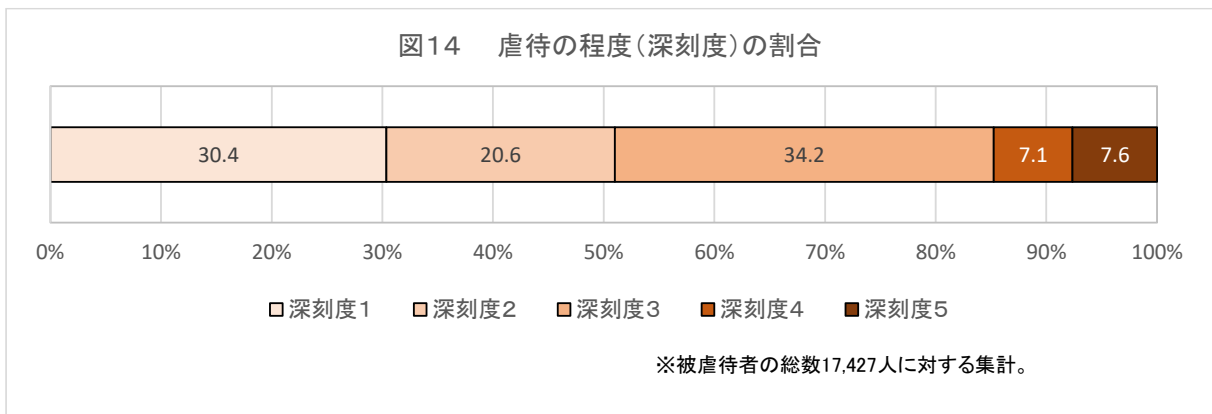
○ 養護者による虐待において特定された被虐待高齢者 17,427 人のうち、虐待の種別では「身体的虐待」が 11,702 人 (67.1%) で最も多く、次いで「心理的虐待」が 6,874



人(39.4%)、「介護等放棄」が3,421人(19.6%)、「経済的虐待」が2,997人(17.2%)であった。(複数回答) **図13**【15P】



○ 虐待の程度(深刻度)の割合は、5段階評価で「深刻度3」(生命・身体・生活に著しい影響)が5,966人(34.2%)と最も多く、次いで「深刻度1」(生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等)が5,293人(30.4%)であった。一方、最も重い「深刻度5」(生命・身体・生活に関する重大な危険)は1,330人(7.6%)であった。**図14**【16P】

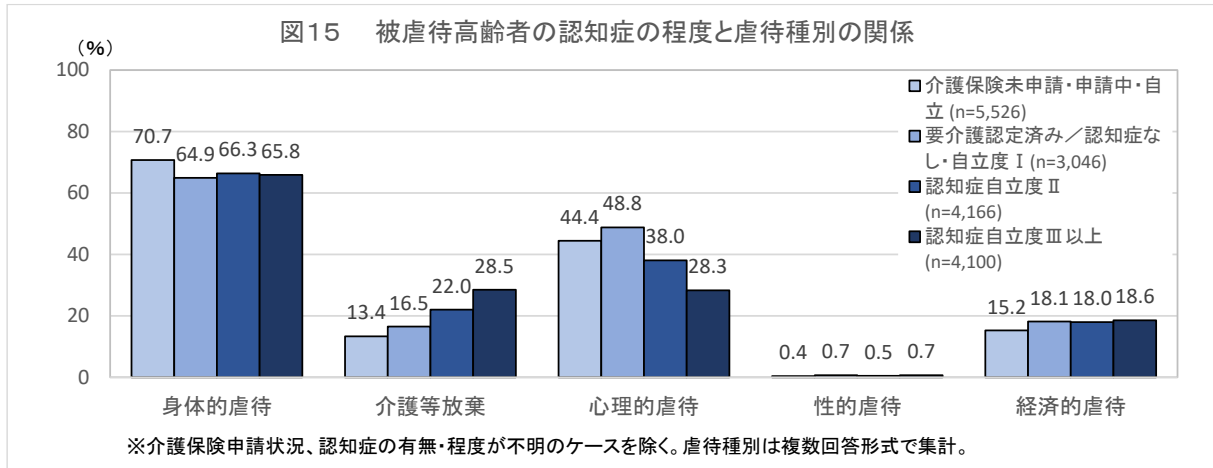


(5) 被虐待高齢者の状況

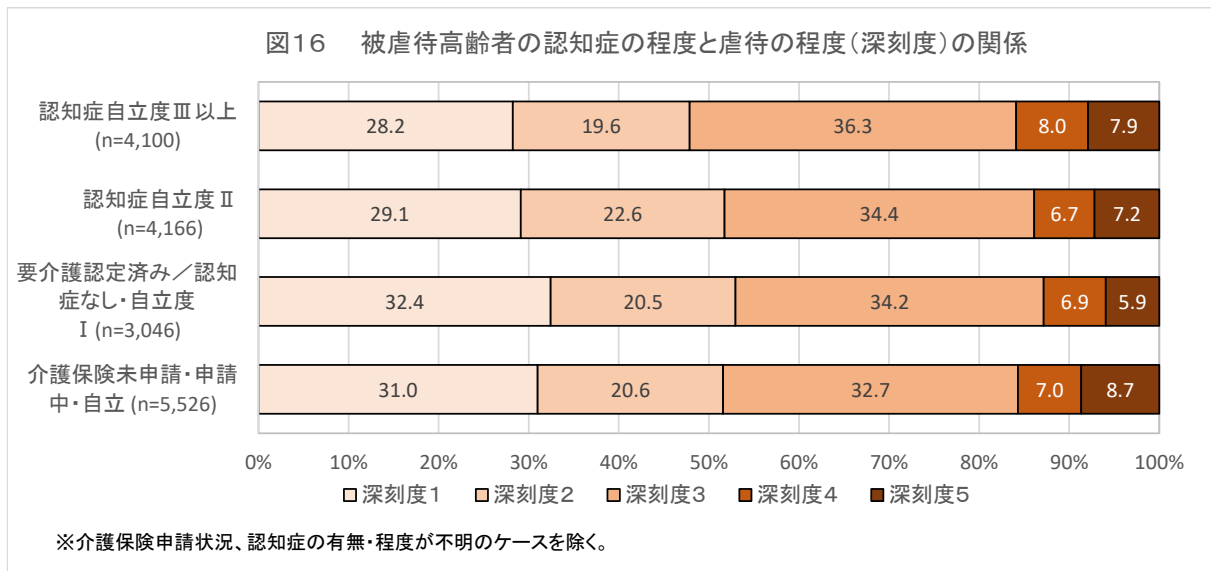
○ 被虐待高齢者17,427人のうち、「女性」が13,111人(75.2%)を占め、年齢では「80～84歳」が4,093人(23.5%)、「75～79歳」が3,727人(21.4%)であった。要介護認定の状況は、「認定済み」が11,847人(68.0%)であり、要介護別の内訳は「要介護1」が3,046人(25.7%)、「要介護2」が2,568人(21.7%)、「要介護3以上」が4,446人(37.5%)であった。また、要介護認定者における認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上は8,614人(72.7%)、要介護認定者のうち障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)A以上は8,303人(70.1%)であった。【16～17P】

(認知症との関係)

- 被虐待高齢者の「認知症の程度」と「虐待種別」の関係を見ると、被虐待高齢者に重度の認知症がある場合には「介護等放棄」を受ける割合が高い。一方で「心理的虐待」では逆の傾向がみられた。【図 15】【33P】



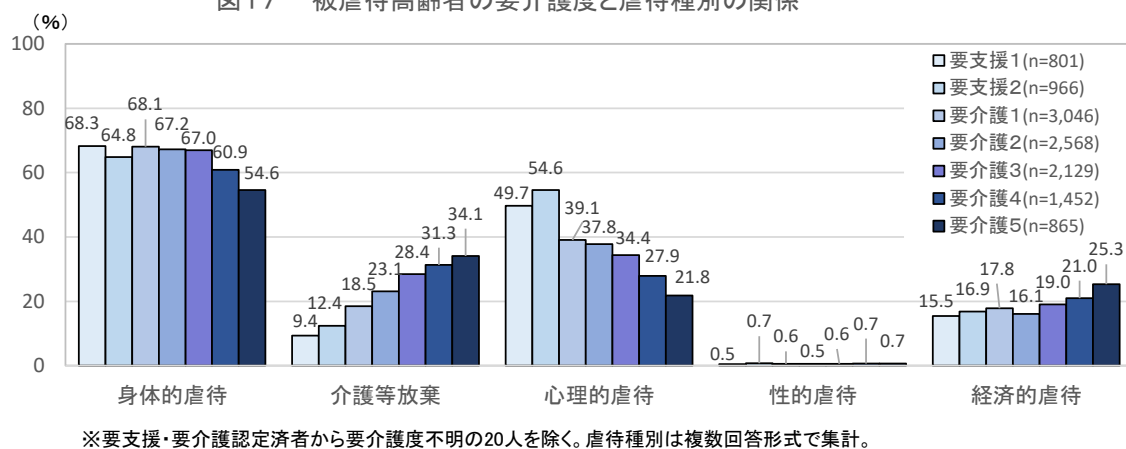
- 被虐待高齢者の「認知症の程度」と「虐待の程度（深刻度）」の関係を見ると、「介護保険未申請・申請中・自立」及び「認知症自立度Ⅲ以上」において「深刻度 4・5」の割合が相対的に高い。【図 16】【33P】



(要介護度との関係)

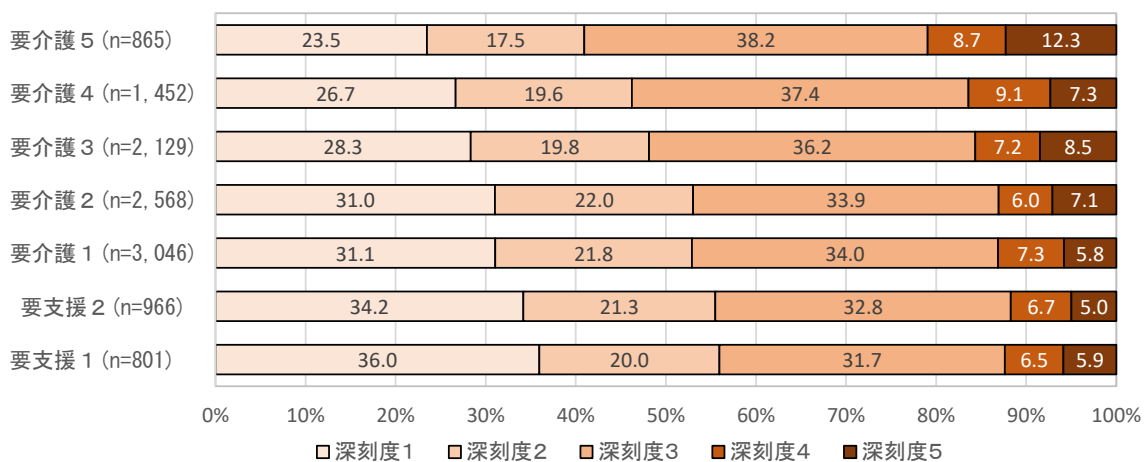
- 被虐待高齢者の「要介護度」と「虐待種別」の関係を見ると、「心理的虐待」では要介護度が重い方の割合が低く、「介護等放棄」では逆の傾向がみられた。【図 17】【32P】

図17 被虐待高齢者の要介護度と虐待種別の関係



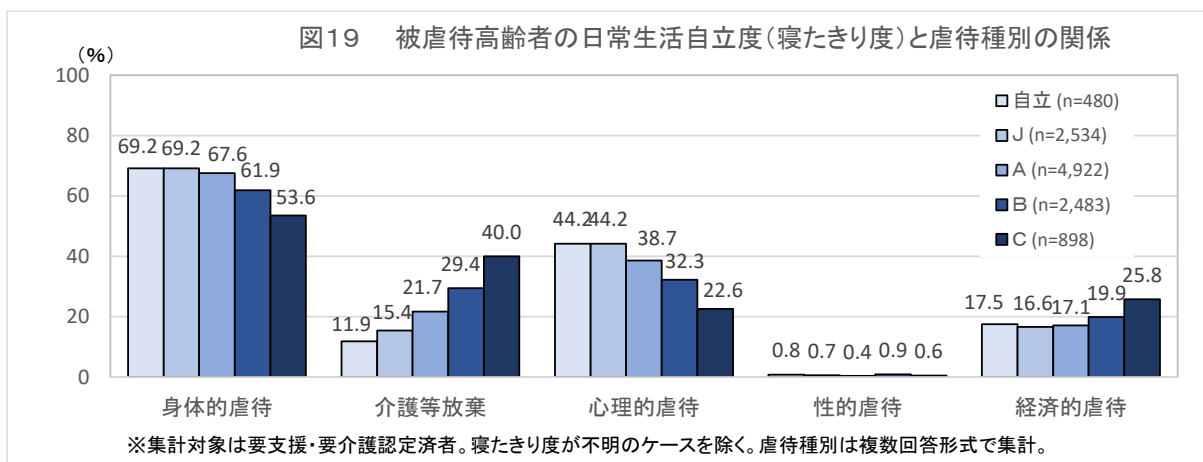
○ 被虐待高齢者の「要介護度」と「虐待の程度（深刻度）」の関係を見ると、要介護度が重い場合に深刻度が高まる傾向がみられた。図18【32P】

図18 被虐待高齢者の要介護度と虐待の程度(深刻度)の関係

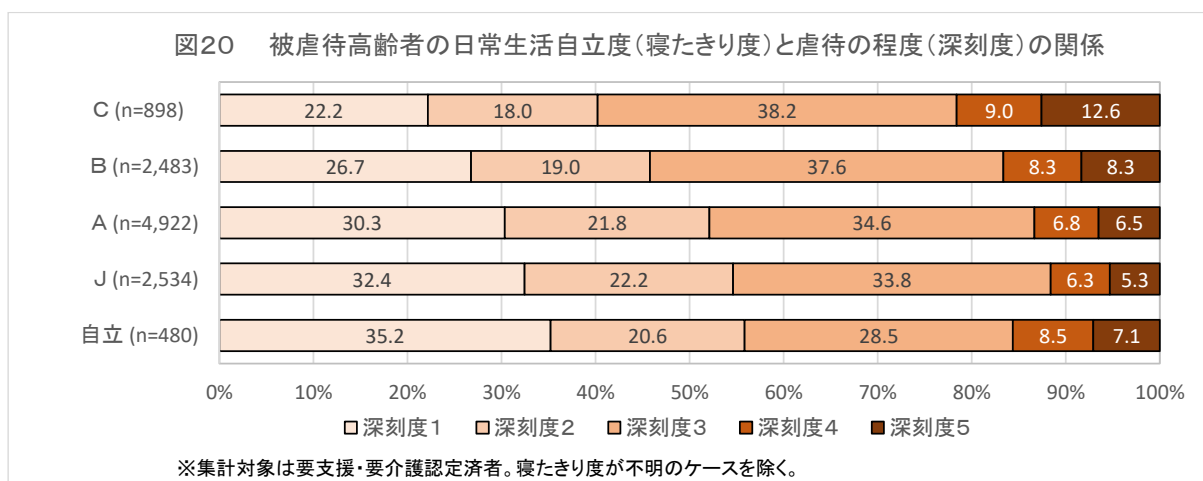


(日常生活自立度（寝たきり度）との関係)

○ 被虐待高齢者の「日常生活自立度（寝たきり度）」と「虐待種別」の関係を見ると、被虐待高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）が低くなる（身体機能が低下する）ほど「介護等放棄」を受ける割合が高い。一方で、「身体的虐待」や「心理的虐待」については逆の傾向がみられた。図19【33P】

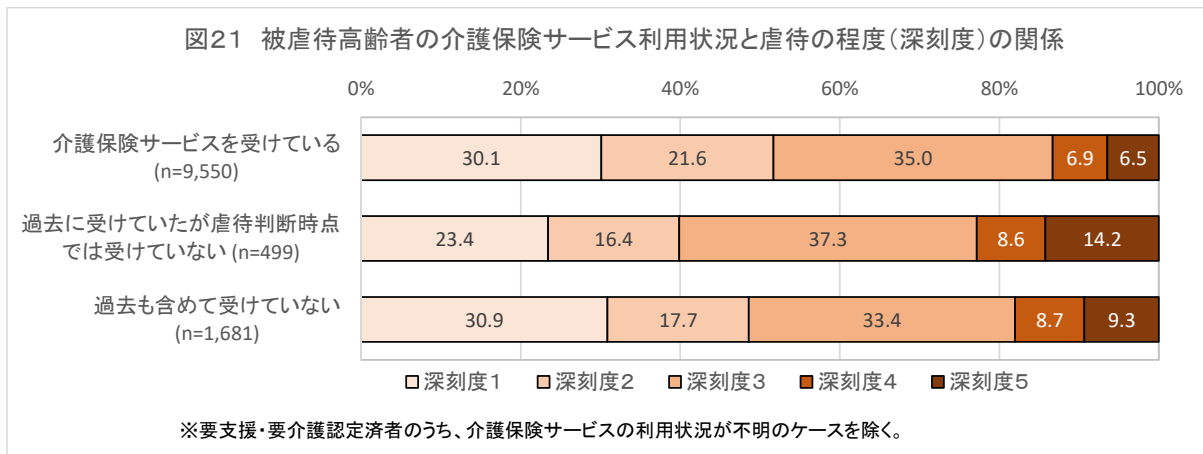


○ 被虐待高齢者の「日常生活自立度(寝たきり度)」と「虐待の程度(深刻度)」の関係をみると、被虐待高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)が低い(身体機能が低下している)場合、虐待の深刻度が高くなる傾向がみられた。【図20】【34P】

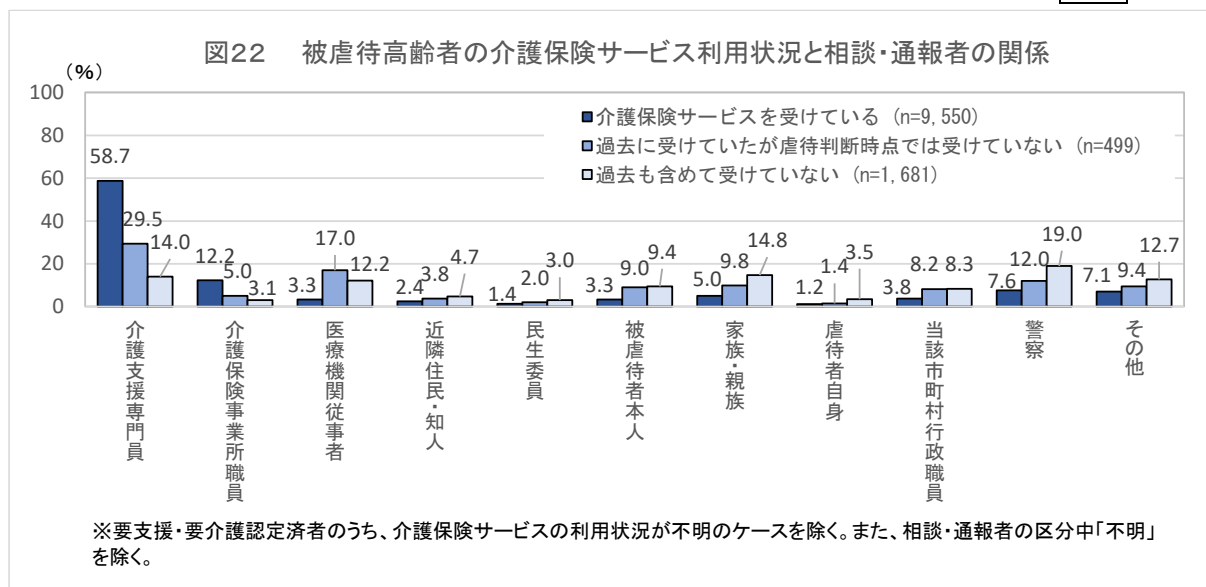


(介護保険サービス利用状況との関係)

○ 被虐待高齢者の「介護保険サービス利用状況」と「虐待の程度(深刻度)」との関係をみると、介護保険サービスを受けている場合では、虐待の深刻度が低い「深刻度1・2」の割合が相対的に高く、「深刻度4・5」の割合が相対的に低かった。【図21】【35P】

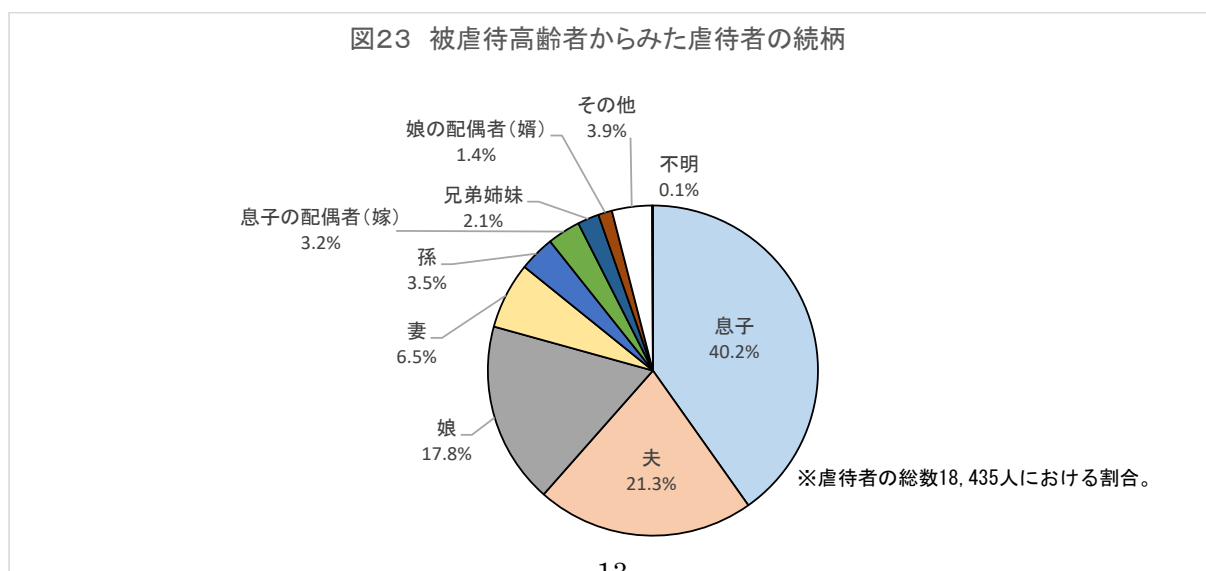


- 被虐待高齢者の「介護保険サービス利用状況」と「相談・通報者」との関係を見ると、介護保険サービスを受けている場合には、相談・通報者に「介護支援専門員」や「介護保険事業所職員」が含まれる割合が相対的に高かった。過去受けていたが虐待判断時点では受けていない場合には、相談・通報者に「医療機関従事者」が含まれる割合が相対的に高かった。過去も含めて受けていない場合には、相談・通報者に「警察」「家族・親族」「被虐待者本人」が含まれている割合が相対的に高かった。【図22】【34P】



(6) 虐待を行った養護者（虐待者）の状況

- 被虐待高齢者における虐待を行った養護者（虐待者）との同居・別居の状況については、「虐待者のみと同居」が 8,792 人（50.5%）で最も多く、「虐待者及び他家族と同居」の 6,258 人（35.9%）と合わせると 15,050 人（86.4%）の被虐待高齢者が虐待者と同居していた。【18P】
- 被虐待高齢者から見た虐待者の続柄は、「息子」が 7,409 人（40.2%）で最も多く、次いで「夫」が 3,930 人（21.3%）、「娘」が 3,280 人（17.8%）であった。【図23】【19P】



- 虐待者の年齢は、「50～59歳」が25.9%と最も多く、次いで「40～49歳」が17.1%、60～69歳（「60～64歳」と「65～69歳」の合計）が15.9%、70～79歳（「70～74歳」と「75～79歳」の合計）が15.6%の順であった。【19P】

(7) 虐待の事実が認められた事例への対応状況

- 虐待への対応については、「虐待者から分離を行った事例」が6,783人（27.9%）であり、そのうち、「介護保険サービスの利用」が2,213人（32.6%）で最も多く、次いで「医療機関への一時入院」が1,237人（18.2%）、「やむを得ない事由等による措置」が1,027人（15.1%）、「住まい・施設等の利用（介護保険サービスの利用等を除く。）」が889人（13.1%）であった。

一方、「被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例」では、「養護者に対する助言・指導」が6,486人（54.0%）で最も多く、次いで「ケアプランの見直し」が3,153人（26.3%）であった。【20P】

- 権利擁護に関しては、成年後見制度の「利用開始済」が966人、「利用手続中」が632人であり、これらを合わせた1,598人のうち市町村長申立の事例は978人（61.2%）であった。【21P】

(8) 虐待等による死亡事例

養護者（介護をしている親族を含む）による事例で、被養護者が65歳以上、かつ虐待等により死亡に至った事例（令和元年度中に発生・市町村把握）は、「養護者による被養護者の殺人」が6人、「養護者の虐待（ネグレクトを除く）による被養護者の致死」が5人、「養護者のネグレクトによる被養護者の致死」が3人、「心中」が1人となっており、合計15人であった。表2【21P】

表2 虐待等による死亡事例の推移

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01
件数	31	27	24	31	21	21	26	21	25	20	24	28	21	15
人数	32	27	24	31	21	21	27	21	25	20	25	28	21	15

#### 4. 自治体における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について

(1) 市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について

令和元年度で「高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知」が1,492市町村（85.7%）で実施されている。一方、高齢者虐待防止ネットワークの構築のうち、介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組が888市町村（51.0%）、行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関

介入支援ネットワーク」の構築への取組が 871 市町村（50.0%）と半数程度にとどまっている。【24P】

市町村での 17 項目の取組状況と養護者による虐待における相談・通報件数及び虐待判断件数との関係を見ると、取組項目が多い市町村ほど高齢者人口比当たりの件数が多く、取組項目が少ない市町村では高齢者人口比当たりの件数が少ない傾向であった。【図 24】【37P】

なお、市町村での 17 項目の取り組み状況と養介護施設従事者等による虐待の相談・通報件数及び虐待判断件数の関係については、明確な関連性は見出せなかった。

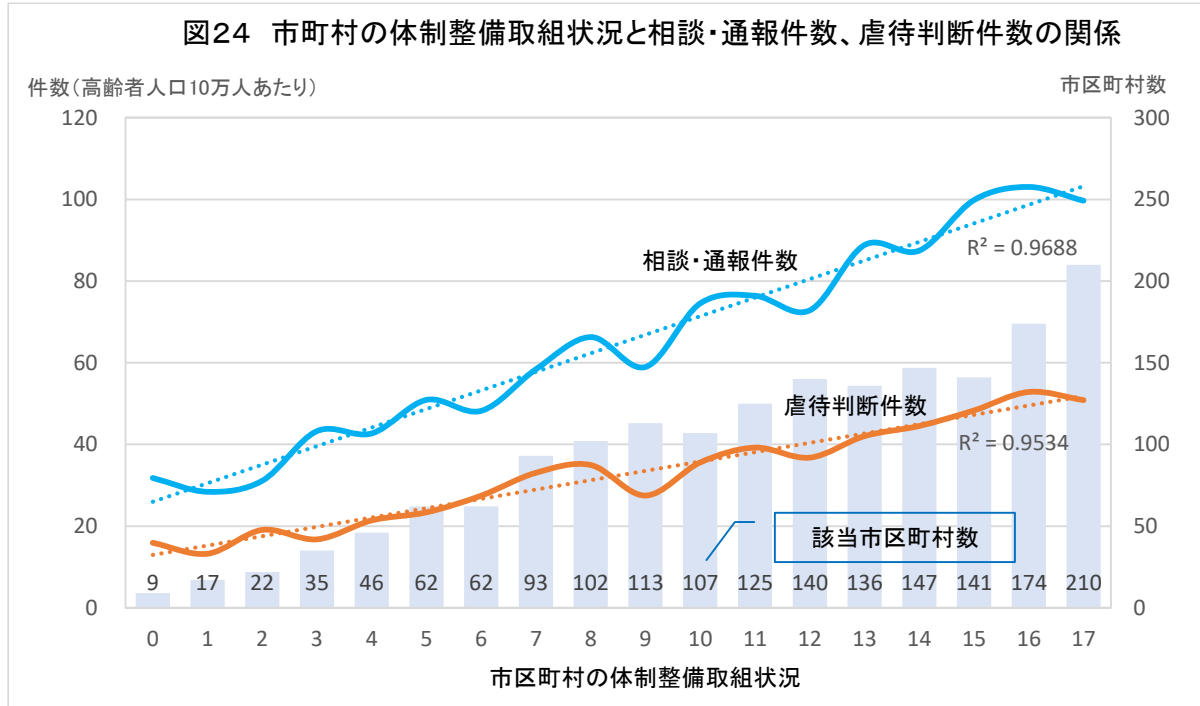


表 3 市町村における体制整備の取組項目

体制・ 施策 強化	高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知（調査対象年度中）
	地域包括支援センター等の関係者へ的高齢者虐待に関する研修（調査対象年度中）
	高齢者虐待について、講演会や市町村広報誌等による、住民への啓発活動（調査対象年度中）
	独自の高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成
	虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言
行政機 関連 携	居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の養護を図るための早期発見の取組や相談等
	成年後見制度の市区町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化
	地域における権利擁護・成年後見体制の整備に向けた中核機関の立ち上げ・体制整備
	高齢者虐待防止法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署担当者との協議
	老人福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との調整
	高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう生活困窮者支援、DV担当課等の役所・役場内の体制強化
ネッ トワ ーク の 構 築	高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう保健所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター等の関係機関との連携強化
	民生委員、住民、社会福祉協議会等からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組
	介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組
周知 の	行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組
	居宅介護サービス事業者に法について周知
	介護保険施設に法について周知

(2) 都道府県における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について

令和元年度の高齢者権利擁護等推進事業関連事業では、「市町村への支援（市町村職員等の対応力強化研修）」は43都道府県（91.5%）で、「市町村への支援（権利擁護相談窓口の設置）」は35都道府県（74.5%）で実施されていた。一方、「地域住民への普及啓発・養護者への支援（養護者による虐待につながる可能性のある困難事例での専門職の派遣）」（実施済み7都道府県）、「介護施設・サービス事業所への支援（身体拘束ゼロ作戦推進会議の開催）」（実施済み13都道府県）などを実施している都道府県は限られていた。【26P】



令和元年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等  
に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果（添付資料）

目次

調査の概要	1
調査結果	
1. 養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況等	
1-1 市町村における対応状況等	
(1) 相談・通報対応件数	2
(2) 相談・通報者	2
(3) 事実確認の状況	3
(4) 虐待の発生要因	4
(5) 過去の指導等	4
(6) 都道府県への報告	4
1-2 都道府県における対応状況等	
(1) 市町村から都道府県へ報告があった事例	5
(2) 都道府県が直接把握した事例	5
1-3 虐待の事実が認められた事例について	
(1) 虐待の事実が認められた事例の件数	5
(2) 施設・事業所の種別	6
(3) 虐待の内容	6
(4) 被虐待高齢者の状況	8
(5) 虐待を行った養介護施設従事者等（虐待者）の状況	9
(6) 虐待の事実が認められた事例への対応状況	10
2. 養護者による高齢者虐待についての対応状況等	
(1) 相談・通報対応件数	12
(2) 相談・通報者	12
(3) 事実確認の状況	13
(4) 事実確認の結果	13
(5) 虐待の発生要因	14
(6) 虐待の内容	15
(7) 被虐待高齢者の状況	16
(8) 虐待を行った養護者（虐待者）の状況	18
(9) 虐待の事実が認められた事例への対応状況	19
(10) 虐待等による死亡事例	21
3. 市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について	23
4. 都道府県における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について	26
5. クロス集計等分析結果表等	27

## 調査の概要

### 【調査目的】

令和元年度における養護者及び養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応状況等を把握することにより、より効果的な施策の検討を行うための基礎資料を得ることを目的とする。

### 【調査方法】

全国 1,741 市町村（特別区を含む。）及び 47 都道府県を対象に、令和元年度中に新たに相談・通報があった高齢者虐待に関する事例、及び平成 30 年度以前に相談・通報があり、令和元年度において事実確認や対応を行った事例について、主として以下の項目の質問で構成されるアンケートを行った。

1. 養介護施設従事者等による高齢者虐待
  - (1) 相談・通報対応件数及び相談・通報者
  - (2) 事実確認の状況と結果
  - (3) 虐待があった施設等の種別、虐待の種別・類型、被虐待高齢者の状況、行政の対応等
2. 養護者による高齢者虐待
  - (1) 相談・通報対応件数及び相談・通報者
  - (2) 事実確認の状況と結果
  - (3) 虐待の種別・類型
  - (4) 被虐待高齢者の状況
  - (5) 虐待への対応策
3. 高齢者虐待対応に関する体制整備の状況
4. 虐待等による死亡事例の状況

### 【用語解説】

「養介護施設従事者等」とは

- ・「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者

「養介護施設」とは

- ・老人福祉法に規定される老人福祉施設（地域密着型施設も含む）、有料老人ホーム
- ・介護保険法に規定される介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設・介護医療院、地域包括支援センター

「養介護事業」とは

- ・老人福祉法に規定される老人居宅生活支援事業
- ・介護保険法に規定される居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業

「養護者とは」

「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」であり、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当する。

### 【留意事項】

集計表の割合(%)は四捨五入しているため、内訳の合計が 100%に合わない場合がある。

## 調査結果

### 1. 養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況等

#### 1-1 市町村における対応状況等

##### (1) 相談・通報対応件数（表1、表2）

令和元年度、全国の1,741市町村（特別区を含む。）で受け付けた養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する相談・通報件数は、2,267件であった。平成30年度は2,187件であり、80件（3.7%）増加した。

表1 相談・通報件数

	令和元年度	平成30年度	増減
件数	2,267	2,187	80 (3.7%)

表2 都道府県別にみた養介護施設従事者等による虐待に関する市町村への通報件数（令和元年度内）

北海道	70	東京都	237	滋賀県	41	香川県	22
青森県	20	神奈川県	153	京都府	79	愛媛県	19
岩手県	14	新潟県	25	大阪府	255	高知県	17
宮城県	22	富山県	13	兵庫県	147	福岡県	87
秋田県	11	石川県	27	奈良県	28	佐賀県	18
山形県	12	福井県	11	和歌山県	24	長崎県	17
福島県	22	山梨県	25	鳥取県	18	熊本県	26
茨城県	23	長野県	43	島根県	13	大分県	18
栃木県	14	岐阜県	15	岡山県	37	宮崎県	19
群馬県	42	静岡県	43	広島県	51	鹿児島県	31
埼玉県	151	愛知県	93	山口県	18	沖縄県	28
千葉県	111	三重県	46	徳島県	11	合計	2,267

##### (2) 相談・通報者（表3）

相談・通報者の内訳は、相談・通報者数2,642人に対して、「当該施設職員」が23.8%と最も多く、次いで「家族・親族」が18.9%、「当該施設管理者等」が15.2%、「当該施設元職員」が7.1%であった。なお、「本人による届出」は1.6%であった。

※ 1件の事例に対し複数の者から相談・通報が寄せられるケースがあるため、相談・通報者数は相談・通報件数2,267件と一致しない。

表3 相談・通報者内訳（複数回答）

	本人による届出	家族・親族	当該施設職員	当該施設元職員	当該施設管理者等	（医療機関従事者） （医師含む）	介護支援専門員	介護相談員
人数	41	499	628	188	401	86	91	26
割合(%)	1.6	18.9	23.8	7.1	15.2	3.3	3.4	1.0

(続き)

	地域 包括 職員 支援	社会 福祉 協議 職員	国民 健康 保険 連 合 会	都 道 府 県 から 連 絡	警 察	そ の 他	不 明 ( 匿名 を 含 む)	合 計
人数	91	5	8	56	56	273	193	2,642
割合(%)	3.4	0.2	0.3	2.1	2.1	10.3	7.3	100.0

(3) 事実確認の状況 (表4～表6)

令和元年度において「事実確認を行った事例」は2,141件、「事実確認を行っていない事例」は287件であった。「事実確認を行った事例」のうち、虐待の「事実が認められた」が637件、虐待の「事実が認められなかった」が940件、「虐待の有無の判断に至らなかった」が564件であった。

一方、「事実確認を行っていない事例」の287件について、相談・通報を受理した段階で、明らかに「虐待ではなく事実確認不要と判断した」が51件、「後日、事実確認を予定している又は可否を検討中」が76件、「都道府県へ事実確認を依頼」が2件、「その他」が158件であった。

なお、相談・通報の受理から事実確認開始までの期間の中央値は、回答のあった2,141件では7日であり、相談・通報の受理から虐待判断までの期間の中央値は、回答のあった637件では36日であった。

表4 相談・通報に関する事実確認の状況

	件数	割合(%)		
		(うち令和元年度 内に通報・相談)	(うち平成30年度 以前に通報・相談)	
事実確認を行った事例	2,141	(1,982)	(159)	(88.2)
事実が認められた	637	(566)	(71)	[26.2]
事実が認められなかった	940	(896)	(44)	[38.7]
虐待の有無の判断に至らなかった	564	(520)	(44)	[23.2]
事実確認を行っていない事例	287	(285)	(2)	(11.8)
虐待ではなく事実確認不要と判断した	51	(50)	(1)	[2.1]
後日、事実確認を予定している又は可否を検討中	76	(75)	(1)	[3.1]
都道府県へ事実確認を依頼	2	(2)	(0)	[0.1]
その他	158	(158)	(0)	[6.5]
合計	2,428	(2,267)	(161)	100

注：本調査対象年度内に通報等を受理した事例、及び対象年度以前に通報等を受理し事実確認調査が対象年度となった事例について集計

表5 相談・通報の受理から事実確認開始までの期間

	0日	1日	2日	3～6日	7～13日	14～20日	21～27日	28日以上	合計
件数	498	215	88	264	320	197	162	397	2,141

中央値7日

表6 相談・通報の受理から虐待判断までの期間

	0日	1日	2日	3～6日	7～13日	14～20日	21～27日	28日以上	合計
件数	75	22	8	42	51	52	31	356	637

中央値36日

(4) 虐待の発生要因 (表 7)

虐待の発生要因として最も多かったのは「教育・知識・介護技術等に関する問題」で、次いで「職員のストレスや感情コントロールの問題」、「虐待を助長する組織風土や職員間の関係の悪さ、管理体制等」、「人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ」であった。

表 7 虐待の発生要因 (複数回答)

内容	件数	割合 (%)
教育・知識・介護技術等に関する問題	366件	56.8
職員のストレスや感情コントロールの問題	170件	26.4
虐待を助長する組織風土や職員間の関係の悪さ、管理体制等	132件	20.5
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	81件	12.6
倫理観や理念の欠如	75件	11.6
虐待を行った職員の性格や資質の問題	59件	9.2
その他	10件	1.6

(5) 過去の指導等 (表 8)

虐待があった施設・事業所のうち、およそ 3 割程度が過去に何らかの指導等や対応が行われていた。指導内容としては、虐待防止や身体介助の研修体制や不適切ケア、事故報告の遅れ等に関するもののほか、人員基準違反や介護報酬に関する指導、記録整備等に関する内容であった。また、過去にも虐待が発生していたケースは 23 件 (同一法人内他事業所で発生した 2 件を含む) であった。

表 8 当該施設等への過去の指導等の有無

		件数	割合 (%)
なし・不明		445	69.1
あり		199	30.9
(複数回答)	虐待歴あり (内、同一法人内他事業所で虐待歴あり)	(23) (2)	(11.6) (1.0)
	過去に虐待に関する通報等対応あり (内、同一法人内他事業所で通報等対応あり)	(29) (2)	(14.6) (1.0)
	身体拘束に関する減算・指導あり	(11)	(5.5)
	指導あり (内、同一法人内他事業所への指導等あり)	(108) (3)	(54.3) (1.5)
	監査・立入検査等の実施あり	(11)	(5.5)
	勧告・改善命令等の権限行使あり	(9)	(4.5)
	事故報告あり	(5)	(2.5)
	苦情対応あり	(34)	(17.1)
	その他	(2)	(1.0)
	合計		644

(6) 都道府県への報告 (表 9)

養介護施設従事者等による高齢者虐待に関して、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 (以下「法」という。) 第 22 条及び同法施行規則第 1 条の規定により、通報又は届出を受けた市町村は、当該通報又は届出に係る事実確認を行った結果、養介護施設従事者等による高齢者虐待の事案が認められた場合、又は更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合に、当該養介護施設等の所在地の都道府県へ報告しなければならないこととされている。

市町村が事実確認を行った事例（当初より都道府県と共同で事実確認を実施した場合を含む。）2,141 件のうち、650 件の事例について市町村から都道府県へ報告があった。報告の理由は、「虐待の事実が認められた」が 637 件、市町村単独または当初より共同で事実確認を実施したものの虐待の事実の判断に至らなかった場合、または、市町村単独での事実確認を断念した場合に市町村が「都道府県に（単独または共同での）事実確認を依頼した」が 13 件であった。

表 9 養介護施設従事者等による虐待に関する市町村から都道府県への報告

市町村から都道府県への報告	650 件
虐待の事実が認められた	637 件
都道府県に事実確認を依頼した	13 件

## 1-2 都道府県における対応状況等

### (1) 市町村から都道府県へ報告があった事例（表 10）

市町村から「都道府県に（単独または共同での）事実確認を依頼した事例」13 件について事実確認を行った結果、「虐待の有無の判断に至らなかった」は 11 件、「後日、事実確認を予定している又は要否を検討中」が 2 件であった。

表 10 市町村から報告された事例への都道府県の対応

都道府県に事実確認を依頼した事例	13 件
虐待の事実が認められた	0 件
虐待ではないと判断した	0 件
虐待の有無の判断に至らなかった	11 件
後日、事実確認を予定している又は要否を検討中	2 件

### (2) 都道府県が直接把握した事例（表 11）

市町村から報告があったもの以外に、都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例が 31 件あり、都道府県が事実確認を行った結果、「虐待の事実が認められた」が 7 件、「虐待ではないと判断した」が 10 件、「虐待の有無の判断に至らなかった」が 13 件であった。

表 11 都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例における事実確認状況及びその結果

都道府県が直接、相談・通報等を受理した事例	31 件
虐待の事実が認められた	7 件
虐待ではないと判断した	10 件
虐待の有無の判断に至らなかった	13 件
後日、事実確認を予定している又は要否を検討中	0 件
事実確認を行わなかった	1 件

## 1-3 虐待の事実が認められた事例について

### (1) 虐待の事実が認められた事例の件数（表 12、表 13）

虐待の事実が認められた事例は、市町村が事実確認を行い、市町村が虐待の事実を認めた事例（当初より都道府県と共同で事実確認を実施した場合を含む。）が 637 件、市町村単独または当初より共同で事実確認を実施したものの虐待の事実の判断に至らなかった場合、または、市町村単独での事実確認を断念した場合に市町村が都道府県に（単独または共同での）

事実確認を依頼し、都道府県が虐待の事実を認めた事例が0件、都道府県が直接、通報等を受理し、都道府県が虐待の事実を認めた事例が7件であり、これらを合わせた総数は644件であった。これを都道府県別にみると表13のとおりである。

表12 虐待の事実が認められた事案件数

区分	市町村が事実確認を行った事例	都道府県に事実確認を依頼した事例	都道府県が直接、通報等を受理した事例	合計
令和元年度	637	0	7	644
平成30年度	611	4	6	621
増減	26 (4.3%)	-4 -	1 (16.7%)	23 (3.7%)

表13 都道府県別にみた養介護施設従事者等による虐待の事実が認められた事例の件数(令和元年度内)

北海道	20	東京都	73	滋賀県	11	香川県	4
青森県	6	神奈川県	50	京都府	14	愛媛県	8
岩手県	2	新潟県	11	大阪府	54	高知県	13
宮城県	8	富山県	3	兵庫県	29	福岡県	25
秋田県	5	石川県	12	奈良県	15	佐賀県	3
山形県	3	福井県	7	和歌山県	5	長崎県	6
福島県	6	山梨県	5	鳥取県	5	熊本県	11
茨城県	6	長野県	7	島根県	8	大分県	4
栃木県	1	岐阜県	3	岡山県	10	宮崎県	8
群馬県	8	静岡県	14	広島県	25	鹿児島県	8
埼玉県	49	愛知県	32	山口県	0	沖縄県	7
千葉県	30	三重県	9	徳島県	1	合計	644

以下、虐待の事実が認められた644件の事例を対象に、施設・事業所の種別、虐待の種別、虐待を受けた高齢者及び虐待を行った養介護施設従事者等の状況等について集計を行った。

(2) 施設・事業所の種別(表14)

「特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)」が29.5%で最も多く、次いで「有料老人ホーム」が27.6%、「認知症対応型共同生活介護(グループホーム)」が14.8%、「介護老人保健施設」が11.2%の順であった。

表14 当該施設・事業所の種別

	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	医療介護療養施設・養介護型医療	認知症対応型共同生活介護	有料老人ホーム	(内訳)		小規模多機能型居宅介護等
						住宅型	介護付き	
件数	190	72	4	95	178	(90)	(88)	14
割合(%)	29.5	11.2	0.6	14.8	27.6	(14.0)	(13.7)	2.2
	軽費老人ホーム	養護老人ホーム	短期入所施設	訪問介護等	通所介護等	居宅介護支援	その他	合計
件数	3	9	14	21	28	5	11	644
割合(%)	0.5	1.4	2.2	3.3	4.3	0.8	1.7	100.0

### (3) 虐待の内容

虐待の内容について、被虐待高齢者が特定できなかった 35 件を除く 609 件の事例を対象に集計を行った。なお、1 件の虐待判断事例で被虐待高齢者が複数の場合があるため、609 件の事例において特定された被虐待高齢者の総数は 1,060 人であった。

#### ア. 虐待の種別 (表 15)

虐待の種別 (複数回答) は、「身体的虐待」が 60.1%と最も多く、次いで「心理的虐待」が 29.2%、「介護等放棄」が 20.0%、「性的虐待」が 5.4%、「経済的虐待」が 3.9%であった。

表 15 虐待の種別 (複数回答)

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
人数	637	212	309	57	41
割合 (%)	60.1	20.0	29.2	5.4	3.9

(注) 割合は、被虐待高齢者が特定できなかった 35 件を除く 609 件における被虐待者の総数 1,060 人に対する集計 (表 16~22 も同様)。ただし、1 人の被虐待高齢者に対し複数の虐待の種別がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は被虐待高齢者の総数 1,060 人と一致しない。

#### 【参考】虐待の具体的内容 (主なもの)

身体的虐待	暴力的行為 高齢者の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為 「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束
介護等放棄	必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為 高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為 必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為 高齢者の権利を無視した行為又はその行為の放置
心理的虐待	威嚇的な発言、態度 侮辱的な発言、態度 高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度 高齢者の意欲や自立心を低下させる行為 羞恥心の喚起 心理的に高齢者を不当に孤立させる行為
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること 高齢者をしてわいせつな行為をさせること
経済的虐待	金銭の寄付・贈与の強要 着服・窃盗 無断流用

#### イ. 身体的虐待に該当する身体拘束の有無 (表 16)

被虐待高齢者 1,060 人のうち「身体拘束あり」が 26.1%、「身体拘束なし」が 73.9%であった。

表 16 虐待に該当する身体拘束の有無

身体拘束	あり	なし	合計
	277 人 (26.1%)	783 人 (73.9%)	1060 人 (100.0%)



ウ. 虐待の程度（深刻度）（表 17）

5段階評価で最も軽い「深刻度 1」（生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等）が 55.9%である一方、最も重い「深刻度 5」（生命・身体・生活に関する重大な危険）は 2.5%であった。

なお、被虐待高齢者の死亡事例は 4 件であった。

表 17 虐待の程度（深刻度）

	人数	割合 (%)
深刻度 1（生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等）	593	(55.9%)
深刻度 2	187	(17.6%)
深刻度 3（生命・身体・生活に著しい影響）	226	(21.3%)
深刻度 4	28	(2.6%)
深刻度 5（生命・身体・生活に関する重大な危険）	26	(2.5%)
合計	1,060	(100.0%)

（4）被虐待高齢者の状況

被虐待高齢者の性別、年齢階級、要介護状態区分及び認知症日常生活自立度、障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）について集計を行った。

ア. 性別（表 18）

「男性」が 29.8%、「女性」が 69.9%と、全体の約 7 割が「女性」であった。

表 18 被虐待高齢者の性別

男性	女性	不明	合計
316 人 (29.8%)	741 人 (69.9%)	3 人 (0.3%)	1060 人 (100.0%)

イ. 年齢（表 19）

「85～89 歳」が 23.5%と最も多く、次いで「90～94 歳」が 19.4%、「80～84 歳」が 15.0%、「75～79 歳」が 11.2%であった。

表 19 被虐待高齢者の年齢

	65歳未満 障害者	65～69 歳	70～74 歳	75～79 歳	80～84 歳	85～89 歳	90～94 歳	95～99 歳	100歳 以上	不明	合計
人数	21	36	69	119	159	249	206	84	18	99	1,060
割合 (%)	2.0	3.4	6.5	11.2	15.0	23.5	19.4	7.9	1.7	9.3	100.0

ウ. 要介護状態区分等（表 20～表 22）

「要介護 4」が 28.1%と最も多く、次いで「要介護 3」が 24.1%、「要介護 5」が 23.6%であり、合わせて「要介護 3 以上」が 75.8%を占めた。

また、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の者は 75.8%、要介護認定者のうち障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）A 以上の者は 57.5%であった。

表 20 被虐待高齢者の要介護状態区分

要介護度	人数	割合(%)
自立	11	1.0
要支援 1	5	0.5
要支援 2	12	1.1
要介護 1	57	5.4
” 2	101	9.5
” 3	255	24.1
” 4	298	28.1
” 5	250	23.6
不明	71	6.7
合計	1,060	100.0
(再掲)要介護3以上	(803)	(75.8)

表 21 被虐待高齢者の認知症日常生活自立度

認知症日常生活自立度	人数	割合(%)
自立または認知症なし	21	2.0
認知症日常生活自立度 I	41	3.9
” II	151	14.2
” III	289	27.3
” IV	124	11.7
” M	30	2.8
認知症あるが自立度は不明	210	19.8
認知症の有無が不明	194	18.3
合計	1,060	100.0
(再掲)自立度 II 以上 (※)	(804)	(75.8)

(注)「認知症はあるが自立度は不明」には「自立度 II 以上」の他「自立度 I」が含まれている可能性がある。

(※)自立度 II、III、IV、M、認知症はあるが自立度は不明の人数の合計

表 22 要介護認定者のうち障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）

	人数	割合(%)
自立	15	1.4
日常生活自立度（寝たきり度） J	27	2.5
” A	161	15.2
” B	320	30.2
” C	129	12.2
不明	408	38.5
合計	1,060	100.0
(再掲)日常生活自立度（寝たきり度）A以上	(610)	(57.5)

#### (5) 虐待を行った養介護施設従事者等（虐待者）の状況

虐待者の年齢、職種及び性別について、虐待者が特定できなかった 72 件を除く 572 件の事例を対象に集計を行った。なお、1 件の虐待判断事例で虐待者が複数の場合があるため、572 件の事例において特定された虐待者の総数は 835 人であった。

##### ア. 年齢（表 23）

「50～59 歳」が 15.6%と最も多く、次いで「30～39 歳」が 15.0%、「30 歳未満」が 14.9%、「40～49 歳」が 13.7%であった。

表 23 虐待者の年齢

	30歳未満	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不明	合計
人数	124	125	114	130	78	264	835
割合(%)	14.9	15.0	13.7	15.6	9.3	31.6	100.0

##### イ. 職種（表 24）

「介護職」が 79.5%、「看護職」が 6.6%、「管理職」が 5.0%、「施設長」が 3.2%であった。

表 24 虐待者の職種

	介護職	(内訳)			看護職	管理職	施設長
		介護福祉士	介護福祉士 以外	資格不明			
人数	664	(164)	(143)	(357)	55	42	27
割合(%)	79.5	(24.7)	(21.5)	(53.8)	6.6	5.0	3.2

	経営者・ 開設者	その他	不明	合計
人数	12	34	1	835
割合(%)	1.4	4.1	0.1	100.0

ウ. 性別 (表 25)

「男性」が 52.3%、「女性」が 43.2%であった。

表 25 虐待者の性別

男性	女性	不明	合計
437 人 (52.3%)	361 人 (43.2%)	37 人 (4.4%)	835 人 (100.0%)

(6) 虐待の事実が認められた事例への対応状況 (表 26～表 29)

市町村又は都道府県が、虐待の事実を認めた事例 758 件 (平成 30 年度以前に虐待と認定して令和元年度に対応した 114 件を含む。) について行った対応は次のとおりである。

市町村又は都道府県による指導等 (複数回答) は、「施設等に対する指導」が 574 件、「改善計画提出依頼」が 550 件、「従事者等への注意・指導」が 301 件であった。

表 26 市町村又は都道府県による指導等 (複数回答)

施設等に対する指導	574 件
改善計画提出依頼	550 件
従事者等への注意・指導	301 件

市町村又は都道府県が、介護保険法の規定による権限の行使として実施したものは、「報告徴収、質問、立入検査」が 194 件、「改善勧告」が 82 件、「改善勧告に従わない場合の公表」が 3 件、「改善命令」が 21 件、「指定の効力停止」が 11 件、「指定の取消」が 3 件であった。

また、老人福祉法の規定による権限の行使として実施したものは、「報告徴収、質問、立入検査」が 75 件、「改善命令」が 27 件、「事業の制限、停止、廃止」が 4 件、「認可取消」が 1 件であった。

表 27 都道府県又は市町村による介護保険法の規定に基づく権限の行使（複数回答）

報告徴収、質問、立入検査	194 件
改善勧告	82 件
改善勧告に従わない場合の公表	3 件
改善命令	21 件
指定の効力停止	11 件
指定の取消	3 件

※ 1 件の虐待事案に対し、複数の権限等を行なった場合（報告徴収等、改善勧告、公表、命令、停止、取消）には複数計上している。

表 28 都道府県又は市町村による老人福祉法の規定に基づく権限の行使（複数回答）

報告徴収、質問、立入検査	75 件
改善命令	27 件
事業の制限、停止、廃止	4 件
認可取消	1 件

※ 1 件の虐待事案に対し、複数の権限等を行なった場合（報告徴収等、改善勧告、公表、命令、停止、取消）には複数計上している。

当該施設等における改善措置（複数回答）としては、市町村又は都道府県への「改善計画の提出」が 534 件、「勧告等への対応」が 63 件であった。

表 29 当該施設等における改善措置（複数回答）

	件数
施設等からの改善計画の提出	534 件
市町村による改善計画提出依頼、一般指導等を受けての改善	(367件)
報告徴収等に対する改善	(167件)
勧告等への対応	63 件
その他	53 件

## 2. 養護者による高齢者虐待についての対応状況等

### (1) 相談・通報対応件数（表 30、表 31）

令和元年度に全国の1,741市町村（特別区を含む。）で受け付けた養護者による高齢者虐待に関する相談・通報件数は、34,057件であった。平成30年度は32,231件であり、1,826件（5.7%）増加した。

表 30 相談・通報件数

	令和元年度	平成30年度	増減
件数	34,057	32,231	1,826 (5.7%)

表 31 都道府県別にみた養護者による高齢者虐待に関する市町村への通報件数（令和元年度内）

北海道	1,170	東京都	4,136	滋賀県	607	香川県	209
青森県	344	神奈川県	1,986	京都府	1,213	愛媛県	230
岩手県	305	新潟県	1,146	大阪府	3,455	高知県	235
宮城県	792	富山県	373	兵庫県	1,874	福岡県	967
秋田県	202	石川県	332	奈良県	272	佐賀県	122
山形県	300	福井県	266	和歌山県	260	長崎県	211
福島県	468	山梨県	204	鳥取県	138	熊本県	438
茨城県	584	長野県	712	島根県	144	大分県	259
栃木県	316	岐阜県	398	岡山県	513	宮崎県	223
群馬県	293	静岡県	806	広島県	845	鹿児島県	279
埼玉県	1,696	愛知県	1,867	山口県	285	沖縄県	353
千葉県	1,720	三重県	391	徳島県	118	合計	34,057

### (2) 相談・通報者（表 32）

相談・通報者の内訳は、相談・通報者数36,730人に対して、「介護支援専門員」が27.5%と最も多く、次いで「警察」が27.2%、「家族・親族」が7.9%、「被虐待者本人」が6.6%、「介護保険事業所職員」が6.1%、「当該市町村行政職員」が5.9%であった。

※ 1件の事例に対し複数の者から相談・通報が寄せられるケースがあるため、相談・通報者数は相談・通報件数34,057件と一致しない。

表 32 相談・通報者（複数回答）

	介護支援専門員	介護保険事業所職員	医療機関従事者	近隣住民・知人	民生委員	被虐待者本人	家族・親族	虐待者自身	当該市町村行政職員	警察	その他	不明（匿名を含む）	合計
人数	10,119	2,238	1,764	1,156	736	2,424	2,895	483	2,160	10,007	2,703	45	36,730
割合(%)	27.5	6.1	4.8	3.1	2.0	6.6	7.9	1.3	5.9	27.2	7.4	0.1	100.0

(3) 事実確認の状況 (表 33~35)

令和元年度において「事実確認を行った事例」が 33,398 件、「事実確認を行っていない事例」が 1,727 件であった。

「事実確認を行った事例」のうち、法第 11 条に基づく「立入調査により調査を行った」が 186 件であり、「訪問調査を行った」が 21,942 件、「関係者からの情報収集を行った」が 11,270 件であった。

「事実確認を行っていない事例」の内訳は、明らかに「虐待ではなく事実確認不要と判断した」が 1,388 件、「後日、事実確認を予定している又は要否を検討中」が 339 件であった。

なお、相談・通報の受理から事実確認開始までの期間の中央値は、回答のあった 28,370 件では 0 日 (即日) であり、相談・通報の受理から虐待判断までの期間の中央値は、回答のあった 14,291 件では 2 日であった。

表 33 相談・通報に関する事実確認の状況

	件数	(うち令和元年度内に通報・相談)	(うち平成30年度以前に通報・相談)	割合 (%)
事実確認を行った事例	33,398	32,346	1,052	95.1
立入調査以外の方法により調査を行った	33,212	32,164	1,048	(94.6)
訪問調査を行った	21,942	21,166	776	[62.5]
関係者からの情報収集を行った	11,270	10,998	272	[32.1]
立入調査により調査を行った	186	182	4	(0.5)
警察が同行した	142	139	3	[0.4]
警察に援助要請したが同行はなかった	0	0	0	[0.0]
援助要請をしなかった	44	43	1	[0.1]
事実確認を行っていない事例	1,727	1,711	16	4.9
虐待ではなく事実確認不要と判断した	1,388	1,380	8	(4.0)
後日、事実確認を予定している又は要否を検討中	339	331	8	(1.0)
合 計	35,125	34,057	1,068	100.0

表 34 相談・通報の受理から事実確認開始までの期間

	0日	1日	2日	3~6日	7~13日	14~20日	21~27日	28日以上	合計
件数	16,923	3,403	1,322	2,904	1,885	712	347	874	28,370

中央値0日 (即日)

(注) 回答のあった 28,370 件の事例を集計

表 35 相談・通報の受理から虐待判断までの期間

	0日	1日	2日	3~6日	7~13日	14~20日	21~27日	28日以上	合計
件数	5,535	1,507	767	1,856	1,687	943	513	1,483	14,291

中央値2日

(注) 回答のあった 14,291 件の事例を集計

(4) 事実確認の結果 (表 36、表 37)

事実確認の結果、市町村が虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例 (以下、「虐待判断事例」という。) の件数は、16,928 件であった。平成 30 年度は 17,249 件であり、321 件 (1.9%) 減少した。

表 36 事実確認の結果

	件数	割合(%)
虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例	16,928	50.7
虐待ではないと判断した事例	9,191	27.5
虐待の判断に至らなかった事例	7,279	21.8
合計	33,398	100.0

表 37 都道府県別にみた養護者による高齢者虐待の事実が認められた事例の件数（令和元年度内）

北海道	351	東京都	2,842	滋賀県	370	香川県	113
青森県	162	神奈川県	871	京都府	599	愛媛県	92
岩手県	149	新潟県	450	大阪府	1,503	高知県	97
宮城県	479	富山県	237	兵庫県	792	福岡県	449
秋田県	103	石川県	153	奈良県	139	佐賀県	36
山形県	156	福井県	121	和歌山県	133	長崎県	143
福島県	280	山梨県	111	鳥取県	72	熊本県	222
茨城県	299	長野県	353	島根県	89	大分県	116
栃木県	217	岐阜県	173	岡山県	271	宮崎県	93
群馬県	129	静岡県	399	広島県	428	鹿児島県	111
埼玉県	651	愛知県	1,058	山口県	100	沖縄県	198
千葉県	745	三重県	206	徳島県	67	合計	16,928

## (5) 虐待の発生要因（表 38）

虐待が発生した要因として、虐待者の「性格や人格（に基づく言動）」（54.2%）、被虐待者の「認知症の症状」（53.4%）、虐待者の「介護疲れ・介護ストレス」（48.3%）、「被虐待者との虐待発生までの人間関係」（44.4%）、虐待者の「精神状態が安定していない」（43.3%）、虐待者の「理解力の不足や低下」（41.6%）、虐待者の「知識や情報の不足」（39.9%）等が挙げられている。

表 38 虐待の発生要因（複数回答）

	件数	割合(%)	
虐待者の 要因	a) 介護疲れ・介護ストレス	8,183	48.3
	b) 虐待者の介護力の低下や不足	6,601	39.0
	c) 孤立・補助介護者の不在等	4,827	28.5
	d) 「介護は家族がすべき」といった周囲の声、世間体に対するストレスやプレッシャー	1,462	8.6
	e) 知識や情報の不足	6,756	39.9
	f) 理解力の不足や低下	7,046	41.6
	g) 虐待者の外部サービス利用への抵抗感	2,982	17.6
	h) 障害・疾病	5,570	32.9
	i) 精神状態が安定していない	7,329	43.3
	j) 性格や人格（に基づく言動）	9,178	54.2
	k) ひきこもり	1,613	9.5
	l) 被虐待者との虐待発生までの人間関係	7,512	44.4
	m) 飲酒	1,935	11.4
	n) ギャンブル	506	3.0
	o) その他	1,168	6.9

		件数	割合 (%)
被虐待者の状況	a) 認知症の症状	9,037	53.4
	b) 精神障害(疑いを含む)、高次脳機能障害、知的障害、認知機能の低下	4,885	28.9
	c) 身体的自立度の低さ	6,744	39.8
	d) 排泄介助の困難さ	4,407	26.0
	e) 外部サービス利用に抵抗感がある	1,973	11.7
	f) 性格や人格(に基づく言動)	4,589	27.1
	g) その他	778	4.6
家庭の要因	a) 経済的困窮(経済的問題)	5,612	33.2
	b) 家庭内の経済的利害関係(財産、相続)	2,544	15.0
	c) (虐待者以外の)他家族との関係の悪さほか家族関係の問題	4,896	28.9
	d) (虐待者以外の)配偶者や家族・親族の無関心、無理解、非協力	3,406	20.1
	e) その他	592	3.5
その他	a) ケアサービスの不足の問題	3,361	19.9
	b) ケアサービスのミスマッチ等マネジメントの問題	747	4.4
	c) その他	298	1.8

以下、虐待判断件数 16,928 件を対象に、虐待の種別、被虐待高齢者の状況及び虐待へ対応策等について集計を行った。

なお、1 件の虐待判断事例で被虐待高齢者が複数の場合があるため、虐待判断件数 16,928 件に対する被虐待高齢者の総数は 17,427 人であった。

## (6) 虐待の内容

### ア. 虐待の種別 (表 39)

虐待の種別 (複数回答) は、「身体的虐待」が 67.1%で最も多く、次いで「心理的虐待」が 39.4%、「介護等放棄」が 19.6%、「経済的虐待」が 17.2%、「性的虐待」が 0.3%であった。

表 39 虐待の種別 (複数回答)

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
人数	11,702	3,421	6,874	56	2,997
割合 (%)	67.1	19.6	39.4	0.3	17.2

(注) 被虐待高齢者の総数 17,427 人に対する集計 (表 40~43 も同様)。ただし、1 人の被虐待高齢者に対し、複数の虐待の種別がある場合には、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は被虐待高齢者の総数 17,427 人と一致しない。

### 【参考】 虐待の具体的内容 (主なもの)

種別	内容
身体的虐待	暴力的行為
	強制的行為・乱暴な扱い
	身体拘束
介護等放棄	必要とする医療・介護サービスの制限
	水分・食事摂取の放任
	入浴・排泄介助放棄
	劣悪な住環境で生活させる
心理的虐待	暴言・威圧・侮辱・脅迫
	無視・嫌がらせ



性的虐待	性行為の強要
	性的羞恥心を喚起する行為の強要
経済的虐待	年金・預貯金の無断使用
	必要な費用の不払い
	日常生活に必要な金銭を渡さない・使わせない
	不動産・有価証券などの無断売却

イ. 虐待の程度（深刻度）（表 40）

5段階評価で「深刻度3」（生命・身体・生活に著しい影響）が34.2%と最も多く、次いで「深刻度1」（生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等）が30.4%であった。一方、最も重い「深刻度5」（生命・身体・生活に関する重大な危険）は7.6%であった。

表 40 虐待の程度（深刻度）

	人数	構成割合(%)
深刻度1（生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等）	5,293	30.4
深刻度2	3,595	20.6
深刻度3（生命・身体・生活に著しい影響）	5,966	34.2
深刻度4	1,243	7.1
深刻度5（生命・身体・生活に関する重大な危険）	1,330	7.6
合計	17,427	100.0

（7）被虐待高齢者の状況

ア. 性別及び年齢（表 41、表 42）

性別では「女性」が75.2%、「男性」が24.8%であり、女性が8割近くを占めていた。年齢階級別では「80～84歳」が23.5%と最も多かった。

表 41 被虐待高齢者の性別

男性	女性	不明	合計
4,315 (24.8%)	13,111 (75.2%)	1 (0.0%)	17,427 (100.0%)

表 42 被虐待高齢者の年齢

	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	不明	合計
人数	1,503	2,424	3,727	4,093	3,529	2,136	15	17,427
割合(%)	8.6	13.9	21.4	23.5	20.3	12.3	0.1	100.0

イ. 被虐待高齢者の要介護認定の状況（表 43）

被虐待高齢者 17,427 人のうち、「要介護認定済み」が 11,847 人（68.0%）であった。

表 43 被虐待高齢者の要介護認定の状況

	人数	割合 (%)
要介護認定 未申請	4,597	26.4
要介護認定 申請中	493	2.8
要介護認定 済み	11,847	68.0
要介護認定 非該当（自立）	436	2.5
不明	54	0.3
合計	17,427	100.0

ウ. 要介護状態区分等（表 44～表 48）

要介護認定者 11,847 人における要介護状態区分は、「要介護 1」が 25.7%と最も多く、次いで「要介護 2」が 21.7%、「要介護 3」が 18.0%の順であった。

また、要介護認定者における認知症日常生活自立度Ⅱ以上の者は 72.7%（被虐待高齢者全体（17,427 人）の 49.4%）、要介護認定者の障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）A以上の者は 70.1%であった。

表 44 要介護認定者の要介護状態区分

	人数	割合 (%)
要支援 1	801	6.8
要支援 2	966	8.2
要介護 1	3,046	25.7
” 2	2,568	21.7
” 3	2,129	18.0
” 4	1,452	12.3
” 5	865	7.3
不明	20	0.2
合計	11,847	100.0
（再掲）要介護3以上	（4,446）	（37.5）

表 45 要介護認定者の認知症日常生活自立度

	人数	割合 (%)
自立または認知症なし	962	8.1
認知症日常生活自立度Ⅰ	2,084	17.6
”Ⅱ	4,166	35.2
”Ⅲ	2,973	25.1
”Ⅳ	915	7.7
”Ⅴ	212	1.8
認知症あるが自立度は不明	348	2.9
認知症の有無が不明	187	1.6
合計	11,847	100.0
（再掲）自立度Ⅱ以上（※）	（8,614）	（72.7）

（注）「認知症はあるが自立度は不明」には「自立度Ⅱ以上」の他「自立度Ⅰ」が含まれている可能性がある。

（※）自立度Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ、認知症はあるが自立度は不明の人数の合計

表 46 要介護認定者のうち障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）

	人数	割合 (%)
自立	480	4.1
日常生活自立度（寝たきり度）J	2,534	21.4
” A	4,922	41.5
” B	2,483	21.0
” C	898	7.6
不明	530	4.5
合計	11,847	100.0
（再掲）日常生活自立度（寝たきり度）A以上	（8,303）	（70.1）

表 47 要介護認定者の介護保険サービス利用状況

	人数	割合 (%)
介護保険サービスを受けている	9,550	80.6
過去に受けていたが判断時点では受けていない	499	4.2
過去も含めて受けていない	1,681	14.2
不明	117	1.0
合計	11,847	100.0

表 48 要介護認定者の被虐待高齢者が利用する（していた）介護保険サービスの種類（複数回答）

	介護保険サービスを受けている		過去受けていたが虐待判断時点では受けていない		合計	
	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)
訪問介護	2,396	25.1%	109	21.8%	2,505	24.9%
訪問入浴介護	131	1.4%	4	0.8%	135	1.3%
訪問看護	1,276	13.4%	31	6.2%	1,307	13.0%
訪問リハビリテーション	265	2.8%	7	1.4%	272	2.7%
居宅療養管理・訪問診療	49	0.5%	2	0.4%	51	0.5%
デイサービス	6,074	63.6%	240	48.1%	6,314	62.8%
デイケア（通所リハ）	793	8.3%	30	6.0%	823	8.2%
福祉用具貸与等	1,890	19.8%	76	15.2%	1,966	19.6%
住宅改修	19	0.2%	8	1.6%	27	0.3%
グループホーム	37	0.4%	8	1.6%	45	0.4%
小規模多機能	370	3.9%	14	2.8%	384	3.8%
ショートステイ	1,640	17.2%	48	9.6%	1,688	16.8%
老人保健施設	71	0.7%	9	1.8%	80	0.8%
特別養護老人ホーム	87	0.9%	3	0.6%	90	0.9%
有料老人ホーム・特定施設	45	0.5%	7	1.4%	52	0.5%
介護療養型医療施設（介護医療院）	3	0.0%	1	0.2%	4	0.0%
複合型サービス	4	0.0%	0	0.0%	4	0.0%
定期巡回・随時訪問サービス	29	0.3%	0	0.0%	29	0.3%
その他	224	2.3%	17	3.4%	241	2.4%
詳細不明・特定不能	97	1.0%	20	4.0%	117	1.2%

（注） 割合は、表 47 の介護保険サービスを受けている（9,550 人）、過去に受けていたが虐待判断時点では受けていない（499 人）に対するもの。複数回答のため、回答数の合計は利用件数に一致しない。

表中の介護保険サービスは、虐待判断時点で被虐待高齢者が利用していたものであり、虐待が発生した介護保険サービスではない。

#### （8）虐待を行った養護者（虐待者）の状況

##### ア. 被虐待高齢者における虐待者との同居・別居の状況（表 49）

虐待者のみと同居している被虐待高齢者が 50.5%、虐待者及び他家族と同居している被虐待高齢者が 35.9%であり、86.4%の被虐待高齢者が虐待者と同居していた。

表 49 被虐待高齢者における虐待者との同居・別居の状況

	虐待者のみと同居	虐待者及び他家族と同居	虐待者と別居	その他	不明	合計
人数	8,792	6,258	2,193	150	34	17,427
割合 (%)	50.5	35.9	12.6	0.9	0.2	100.0

イ. 被虐待高齢者の家族形態（表 50）

未婚の子と同居している被虐待高齢者が 35.7%で最も多く、次いで夫婦のみ世帯の被虐待高齢者が 22.6%、配偶者と離別・死別等した子と同居している被虐待高齢者が 12.9%、子夫婦と同居している被虐待高齢者が 12.6%の順であった。

表 50 被虐待高齢者の家族形態

	単独世帯	夫婦のみ世帯	未婚の子と同居	配偶者と離別・死別等した子と同居	子夫婦と同居	その他	不明	合計
人数	1,304	3,930	6,224	2,241	2,203	1,477	48	17,427
割合 (%)	7.5	22.6	35.7	12.9	12.6	8.5	0.3	100.0

(注)「未婚の子」は配偶者がいたことのない子を指す。

ウ. 被虐待高齢者から見た虐待者の続柄（表 51）

被虐待高齢者から見た虐待者の続柄は、「息子」が 40.2%と最も多く、次いで「夫」が 21.3%、「娘」が 17.8%の順であった。

なお、1件の虐待判断事例で虐待者が複数の場合があるため、虐待判断件数 16,928 件に対する虐待者の総数は 18,435 人であった。

表 51 被虐待高齢者から見た虐待者の続柄

	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者	娘の配偶者(婿)	兄弟姉妹	孫	その他	不明	合計
人数	3,930	1,200	7,409	3,280	596	250	388	644	724	14	18,435
割合 (%)	21.3	6.5	40.2	17.8	3.2	1.4	2.1	3.5	3.9	0.1	100.0

エ. 虐待者の年齢（表 52）

虐待者の年齢は、「50～59歳」が 25.9%と最も多く、次いで「40～49歳」が 17.1%、60～69歳（「60～64歳」と「65～69歳」の合計）が 15.9%、70～79歳（「70～74歳」と「75～79歳」の合計）が 15.6%の順となっている。

表 52 虐待者の年齢

	40歳未満	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	不明	合計
人数	1,417	3,149	4,768	1,562	1,366	1,436	1,448	1,457	763	198	871	18,435
割合 (%)	7.7	17.1	25.9	8.5	7.4	7.8	7.9	7.9	4.1	1.1	4.7	100.0

(9) 虐待の事実が認められた事例への対応状況

ア. 分離の有無（表 53）

虐待への対応として、「被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例」が 49.4%を占めた。一方、「虐待者から分離を行った事例」は 27.9%、「虐待判断時点で既に分離状態の事例」は 12.7%であった。

表 53 虐待への対応策としての分離の有無

	人数	割合 (%)
虐待者から分離を行った事例	6,783	27.9
被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例	12,006	49.4
現在対応について検討・調整中の事例	535	2.2
虐待判断時点で既に分離状態の事例	3,085	12.7
その他	1,907	7.8
合計	24,316	100.0

(注) 虐待への対応には、平成 30 年度以前に虐待と認定して令和元年度に対応した 6,889 人を含むため、合計人数は令和元年度の虐待判断事例における被虐待高齢者 17,427 人と一致しない。

イ. 分離を行った事例の対応 (表 54)

分離を行った事例における対応は、「契約による介護保険サービスの利用」が 32.6%と最も多く、次いで「医療機関への一時入院」が 18.2%、「やむを得ない事由等による措置」が 15.1%、「(上記以外の) 住まい・施設等の利用」13.1%の順であった。

「やむを得ない事由等による措置」を行った 1,027 人のうち 687 人 (66.9%) について面会を制限する措置が行われていた。

表 54 分離を行った事例の対応の内訳

	人数	割合 (%)
契約による介護保険サービスの利用	2,213	32.6
やむを得ない事由等による措置	1,027	15.1
うち、面会の制限を行った事例	(687)	(66.9)
緊急一時保護	664	9.8
医療機関への一時入院	1,237	18.2
上記以外の住まい・施設等の利用	889	13.1
虐待者を高齢者から分離(転居等)	403	5.9
その他	350	5.2
合計	6,783	100.0

ウ. 分離していない事例の対応の内訳 (表 55)

分離していない事例(経過観察(見守り)を除く。)における対応では、「養護者に対する助言・指導」が 54.0%と最も多く、次いで「既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し」が 26.3%であった。

※「経過観察(見守り)」は、3,023 人 (25.2%)

表 55 分離していない事例(経過観察(見守り)を除く。)対応の内訳(複数回答)

	人数	割合 (%)
養護者に対する助言・指導	6,486	54.0
養護者が介護負担軽減のための事業に参加	308	2.6
被虐待者が新たに介護保険サービスを利用	894	7.4
既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し	3,153	26.3
被虐待者が介護保険サービス以外のサービスを利用	562	4.7
その他	2,091	17.4

(注) 割合は、分離していない事例における被虐待高齢者12,006人に対するもの。  
複数回答のため、回答数の合計は分離してない事例における被虐待高齢者12,006人と一致しない。

エ. 権利擁護に関する対応（表 56）

成年後見制度の利用については、「利用開始済」が 966 人、「利用手続中」が 632 人であり、これらを合わせた 1,598 人のうち、市町村長申立の事例は 978 人（61.2%）であった。一方、日常生活自立支援事業の利用は 335 人であり、うち成年後見制度利用手続中は 26 人であった。

表 56 成年後見制度の利用状況

	人数
成年後見制度利用開始済	966
成年後見制度利用手続中	632

(10) 虐待等による死亡事例

市町村が把握した養護者（※介護している親族を含む）による事例で、被養護者が 65 歳以上、かつ虐待等により死亡に至った事例について集計を行った。

ア. 事件形態及び被害者数（表 57）

「養護者による被養護者の殺人」が 6 人、「養護者の虐待（ネグレクトを除く）による被養護者の致死」が 5 人、「養護者のネグレクトによる被養護者の致死」が 3 人、「心中」が 1 人であった。

表 57 事件形態

	人数
養護者による被養護者の殺人	6
養護者の虐待（ネグレクトを除く）による被養護者の致死	5
養護者のネグレクトによる被養護者の致死	3
心中（養護者、被養護者とも死亡）	1
その他	0
合計	15

イ. 加害者の性別及び続柄（表 58）

加害者の性別は「男性」が 12 人（80.0%）、「女性」が 3 人（20.0%）であり、続柄は「息子」が 6 人（40.0%）、「夫」が 4 人（26.7%）、「娘」及び「孫」がそれぞれ 2 人（13.3%）、「妻」が 1 人（6.7%）であった。

表 58 被害者（被養護者）から見た加害者（養護者）の続柄

	夫	妻	息子	娘	孫	合計
人数	4	1	6	2	2	15
割合（%）	26.7	6.7	40.0	13.3	13.3	100.0

ウ. 被害者の性別及び年齢（表 59）

被害者の性別は「男性」が 3 人（20.0%）、「女性」が 12 人（80.0%）であった。年齢は「85～89 歳」が 5 人（33.3%）、「75～79 歳」が 3 人（20.0%）、「65～69 歳」、「70～74 歳」及び「90 歳以上」がそれぞれ 2 人（13.3%）、「80～84 歳」が 1 人（6.7%）であった。

表 59 被害者（被養護者）の年齢

	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	合計
人数	2	2	3	1	5	2	15
割合（%）	13.3	13.3	20.0	6.7	33.3	13.3	100.0

エ. 被害者の介護保険サービスの利用状況（表 60）

被害者の介護保険サービスの利用状況は、「介護保険サービスを受けている」が 6 人（40.0%）、「過去に受けていたが事件時点では受けていない」が 1 人（6.7%）、「過去も含めて受けていない」が 8 人（53.3%）であった。

表 60 介護保険サービス利用状況

	人数	割合（%）
介護保険サービスを受けている	6	40.0
過去に受けていたが事件時点では受けていない	1	6.7
過去も含めて受けていない	8	53.3
合計	15	100.0

### 3. 市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について

市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について、令和元年度末の状況を調査した。

項目ごとの実施率をみると、「虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言」が88.4%、「居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の養護を図るための早期発見の取組や相談等」が86.8%、「高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知」が85.7%、「成年後見制度の市区町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化」が83.9%と8割以上の市町村で実施されていた。

一方で、高齢者虐待防止ネットワークの構築のうち、「行政機関、法律関係者、医療機関等からなる『関係専門機関介入支援ネットワーク』の構築への取組」が50.0%、「介護保険サービス事業所等からなる『保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク』の構築への取組」が51.0%と半数程度にとどまっていた。

また、行政機関連携においても「高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう保健所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター等の関係機関との連携強化」の実施率は48.1%と半数程度にとどまっていた。



表 61 市町村における体制整備等に関する状況

(1,741市町村、令和元年度末現在)

(上：市町村数、下：割合(%))

		実施済	未実施	H30実施済
体制・ 施策 強化	高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知 (調査対象年度中)	1,492 85.7	249 14.3	1,471 84.5
	地域包括支援センター等の関係者へ的高齢者虐待に関する研修 (調査対象年度中)	1,233 70.8	508 29.2	1,337 76.8
	高齢者虐待について、講演会や市町村広報誌等による、住民への啓発活動 (調査対象年度中)	1,097 63.0	644 37.0	1,145 65.8
	独自の高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	1,229 70.6	512 29.4	1,199 68.9
	虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言	1,539 88.4	202 11.6	1,500 86.2
	居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の養護を図るための早期発見の取組や相談等	1,511 86.8	230 13.2	1,478 84.9
行政 機関 連携	成年後見制度の市区町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化	1,460 83.9	281 16.1	1,424 81.8
	地域における権利擁護・成年後見体制の整備に向けた中核機関の立ち上げ・体制整備	710 40.8	1,031 59.2	- -
	高齢者虐待防止法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署担当者との協議	1,041 59.8	700 40.2	1,018 58.5
	老人福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との調整	1,271 73.0	470 27.0	1,244 71.5
	高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう生活困窮者支援、DV担当課等の役所・役場内の体制強化	1,258 72.3	483 27.7	- -
	高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう保健所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター等の関係機関との連携強化	837 48.1	904 51.9	- -
ネ ッ ト ワ ー ク 構 築	民生委員、住民、社会福祉協議会等からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	1,329 76.3	412 23.7	1,300 74.7
	介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組	888 51.0	853 49.0	877 50.4
	行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組	871 50.0	870 50.0	872 50.1
法 の 周 知	居宅介護サービス事業者に法について周知	1,128 64.8	613 35.2	1,202 69.0
	介護保険施設に法について周知	1,042 59.9	699 40.1	1,125 64.6

(参考) 実施状況について

体制・ 施策強化	①対応窓口の周知 市町村や地域包括支援センター等が発行する広報誌やパンフレット、健康カレンダー、くらしのガイドブックなどに掲載し、全戸配布、ホームページ、各種研修会、住民向けの教室・出前講座、民生委員会議など、地域の実情に応じ、様々な方法で周知。関係課合同による虐待防止キャンペーンなど
	②関係者の研修 地域ケア会議、高齢者虐待防止研修会、関係機関ネットワーク会議、ケアマネジャー会議、民生委員、認知症サポーター養成、市民後見人養成研修、権利擁護研修など
	③住民への啓発活動 市町村や地域包括支援センターが発行する広報誌やパンフレット、各種研修会、住民向けの教室・出前講座、ホームページなど、地域の実情に応じ、様々な方法で周知
	④対応マニュアル等の作成 独自のマニュアルやフロー図、事例集等を作成。作成後、居宅サービス事業所及び施設等へ周知
	⑤虐待者（養護者）に対する相談、指導、助言 地域包括支援センターや介護支援専門員、その他関係機関と連携・協力を得て実施。虐待発生した場合、必ず分離後、ケース会議を開催し、虐待者・被虐待者、家族等を交えて検討
	⑥居宅において必要な福祉・保健医療サービスを利用していない高齢者の早期発見の取組や相談等セルフネグレクト、サービス拒否者に対して定期訪問を行い信頼関係がとれてからサービス導入への支援を実施 警察署と社会的弱者見守り連携協定書を締結し、セルフネグレクトなどの困難ケースについて、関係機関が情報を共有し、連携して支援に繋げる仕組みを構築
行政機関 連携	⑦成年後見制度の首長申立のための体制強化 相談機能の強化、関係組織との連携、法律専門職を含めた調整会議の開催、成年後見制度利用促進事業の活用、要綱の見直し、マニュアルの作成、コーディネーターの配置、市民後見人の育成など
	⑧地域における権利擁護・成年後見体制の整備に向けた中核機関の立ち上げ・体制整備 成年後見センターを開設し、必要時に連携して対応
	⑨警察署担当者との協議 虐待対応ネットワークに構成員として参加、担当者会議を定例開催、ケース毎に個別協議、事後対応の経過について情報共有するための打合せを定期的に行う
	⑩居室確保のための関係機関との調整 施設と協定締結、委託契約、協力要請。担当者会議を開催
	⑪生活困窮者支援、DV 担当課等の役所・役場内の体制強化 DV、障がい者虐待、児童虐待担当課及び生活保護担当課と連携し、虐待対応につき情報共有を行う体制を構築
	⑫保健所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター等の関係機関との連携強化 関係部署等と調整・連携するための会議を開催
ネット ワーク 構築	⑬「早期発見・見守りネットワーク」の構築 民生委員や地域包括支援センター、ボランティア協力員、警察、消防、企業等と連携協力し、見守りを中心としたネットワークを構築、定期開催（ネットワークの名称、開催頻度は市町村により様々）
	⑭「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築 上記の機能を備えたネットワークを構築
	⑮「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築 上記の機能を備えたネットワークを構築、弁護士会・社会福祉士会と契約（高齢者虐待対応チーム）
法の 周知	⑯居宅介護サービス事業者への法の周知 事業者を対象とした集団指導、権利擁護研修において周知
	⑰介護保険施設への法の周知 施設を対象とした集団指導、権利擁護研修において周知

#### 4. 都道府県における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について

都道府県における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について、令和元年度の状況を調査した。

高齢者権利擁護等推進事業関連事業の実施状況をみると、「市町村への支援（市町村職員等の対応力強化研修）」は43都道府県（91.5%）で、「市町村への支援（権利擁護相談窓口の設置）」は35都道府県（74.5%）で実施済みであるが、「地域住民への普及啓発・養護者への支援（養護者による虐待につながる可能性のある困難事例での専門職の派遣）」（実施済み7都道府県）を実施している都道府県は限られていた。また、「介護施設・サービス事業所への支援（身体拘束ゼロ作戦推進会議の開催）」（実施済み13都道府県）、「地域住民への普及啓発・養護者への支援（制度等に関するリーフレット等の作成）」（実施済み14都道府県）、「市町村への支援（ネットワーク構築等支援）」（実施済み15都道府県）などを実施している都道府県も限られていた。

表 62 都道府県における体制整備等に関する状況

（上：都道府県数、下：割合（%））

		実施済	未実施	H30実施済
高齢者権利擁護等推進事業関連	介護施設・サービス事業所への支援（身体拘束ゼロ作戦推進会議の開催）	13 27.7	34 72.3	14 29.8
	介護施設・サービス事業所への支援（権利擁護推進員養成研修）	28 59.6	19 40.4	27 57.4
	介護施設・サービス事業所への支援（看護職員研修）	26 55.3	21 44.7	25 53.2
	市町村への支援（権利擁護相談窓口の設置）	35 74.5	12 25.5	36 76.6
	市町村への支援（市町村職員等の対応力強化研修）	43 91.5	4 8.5	44 93.6
	市町村への支援（ネットワーク構築等支援）	15 31.9	32 68.1	28 59.6
	地域住民への普及啓発・養護者への支援（シンポジウム等の開催）	15 31.9	32 68.1	13 27.7
	地域住民への普及啓発・養護者への支援（制度等に関するリーフレット等の作成）	14 29.8	33 70.2	19 40.4
	地域住民への普及啓発・養護者への支援（養護者による虐待につながる可能性のある困難事例での専門職の派遣）	7 14.9	40 85.1	
	上記補助事業以外の独自の取り組み	管内市町村等の通報・相談窓口一覧の周知（ホームページ等）	41 87.2	6 12.8
市町村間の連絡調整、市町村に対する情報提供等		31 66.0	16 34.0	(28) (59.6)
その他		14 29.8	33 70.2	

（注）平成30年度は「ネットワーク構築等支援」及び「市町村間の連絡調整、市町村に対する情報提供等」は同一メニューとして集計。

## 5. クロス集計等分析結果表等

調査項目間の関連を分析するために、クロス集計した分析表は、以下のとおりである。

### (1) 養介護施設従事者等による高齢者虐待

表 63 入所系施設における被虐待高齢者の認知症の程度と虐待種別の関係

認知症高齢者の日常生活自立度	虐待種別					
	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	
なし／自立／Ⅰ (n=48)	人数	26	10	10	5	5
	割合(%)	54.2	20.8	20.8	10.4	10.4
Ⅱ (n=138)	人数	75	27	54	9	3
	割合(%)	54.3	19.6	39.1	6.5	2.2
Ⅲ (n=270)	人数	181	35	89	18	6
	割合(%)	67.0	13.0	33.0	6.7	2.2
Ⅳ／Ⅲ (n=143)	人数	111	19	29	8	2
	割合(%)	77.6	13.3	20.3	5.6	1.4
合計 (n=599)	人数	393	91	182	40	16
	割合(%)	65.6	15.2	30.4	6.7	2.7

(注)「入所系施設」は、介護保険施設、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、小規模多機能型居宅介護、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、老人短期入所施設をさす。虐待種別は複数回答形式で集計。認知症の有無が不明のケースや施設等種別が「その他」のケースを除く。

表 64 入所系施設における被虐待高齢者の認知症の程度と虐待の程度（深刻度）の関係

認知症高齢者の日常生活自立度	虐待の程度（深刻度）					合計	
	深刻度 1	深刻度 2	深刻度 3	深刻度 4	深刻度 5		
なし／自立／Ⅰ (n=48)	人数	30	7	6	1	4	48
	割合(%)	62.5	14.6	12.5	2.1	8.3	100.0
Ⅱ (n=138)	人数	72	26	28	6	6	138
	割合(%)	52.2	18.8	20.3	4.3	4.3	100.0
Ⅲ (n=270)	人数	149	50	58	7	6	270
	割合(%)	55.2	18.5	21.5	2.6	2.2	100.0
Ⅳ／Ⅲ (n=143)	人数	72	20	47	3	1	143
	割合(%)	50.3	14.0	32.9	2.1	0.7	100.0
合計 (n=599)	人数	323	103	139	17	17	599
	割合(%)	53.9	17.2	23.2	2.8	2.8	100.0

(注)「入所系施設」は、介護保険施設、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、小規模多機能型居宅介護、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、老人短期入所施設をさす。虐待種別は複数回答形式で集計。認知症の有無が不明のケースや施設等種別が「その他」のケースを除く。

表 65 入所系施設における被虐待高齢者の要介護度と虐待種別の関係

要介護度		虐待種別				
		身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
自立／要支援 1／要支援 2／ 要介護 1 (n=75)	人数	33	17	19	2	12
	割合 (%)	44.0	22.7	25.3	2.7	16.0
要介護 2 (n=82)	人数	36	28	26	2	5
	割合 (%)	43.9	34.1	31.7	2.4	6.1
要介護 3 (n=231)	人数	139	55	78	5	1
	割合 (%)	60.2	23.8	33.8	2.2	0.4
要介護 4 (n=278)	人数	188	47	97	13	1
	割合 (%)	67.6	16.9	34.9	4.7	0.4
要介護 5 (n=241)	人数	163	45	48	25	2
	割合 (%)	67.6	18.7	19.9	10.4	0.8
合計 (n=907)	人数	559	192	268	47	21
	割合 (%)	61.6	21.2	29.5	5.2	2.3

(注)「入所系施設」は、介護保険施設、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、小規模多機能型居宅介護、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、老人短期入所施設をさす。虐待種別は複数回答形式で集計。要介護度が不明のケースや施設等種別が「その他」のケースを除く。

表 66 入所系施設における被虐待高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）と虐待種別の関係

寝たきり度		虐待種別				
		身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
自立／J (n=33)	人数	20	4	9	1	6
	割合 (%)	60.6	12.1	27.3	3.0	18.2
A (n=140)	人数	91	22	46	2	8
	割合 (%)	65.0	15.7	32.9	1.4	5.7
B (n=305)	人数	203	47	96	22	2
	割合 (%)	66.6	15.4	31.5	7.2	0.7
C (n=122)	人数	91	18	21	11	0
	割合 (%)	74.6	14.8	17.2	9.0	0.0
合計 (n=600)	人数	405	91	172	36	16
	割合 (%)	67.5	15.2	28.7	6.0	2.7

(注)「入所系施設」は、介護保険施設、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、小規模多機能型居宅介護、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、老人短期入所施設をさす。虐待種別は複数回答形式で集計。日常生活自立度（寝たきり度）が不明のケースや施設等種別が「その他」のケースを除く。

表 67 施設種別ごとの虐待種別の関係

施設種別	虐待種別					
	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	
介護保険施設 (n=431)	人数	279	82	129	26	3
	割合(%)	64.7	19.0	29.9	6.0	0.7
GH・小規模多機能 (n=158)	人数	97	31	49	15	6
	割合(%)	61.4	19.6	31.0	9.5	3.8
その他入所系 (n=385)	人数	221	94	104	10	13
	割合(%)	57.4	24.4	27.0	2.6	3.4
居宅系(n=62)	人数	19	3	24	6	19
	割合(%)	30.6	4.8	38.7	9.7	30.6
その他(n=24)	人数	21	2	3	0	0
	割合(%)	87.5	8.3	12.5	0.0	0.0
合計(n=1,060)	人数	637	212	309	57	41
	割合(%)	60.1	20.0	29.2	5.4	3.9

(注)「その他入所系」は、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、老人短期入所施設をさす。虐待種別は複数回答形式で集計。

表 67-2 施設種別ごとの虐待種別の関係(詳細)

		被虐待高齢者数	虐待種別					虐待に該当する身体拘束	
			身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待		
特別養護老人ホーム	人数	298	190	53	100	23	2	59	
	割合(%)	100.0	63.8	17.8	33.6	7.7	0.7	19.8	
介護老人保健施設	人数	119	75	29	25	3	1	25	
	割合(%)	100.0	63.0	24.4	21.0	2.5	0.8	21.0	
介護療養型医療施設(介護医療院)	人数	14	14	0	4	0	0	8	
	割合(%)	100.0	100.0	0.0	28.6	0.0	0.0	57.1	
認知症対応型共同生活介護	人数	125	77	26	45	11	1	21	
	割合(%)	100.0	61.6	20.8	36.0	8.8	0.8	16.8	
有料老人ホーム	人数	346	191	87	92	10	11	127	
	割合(%)	100.0	55.2	25.1	26.6	2.9	3.2	36.7	
	(内数)住宅型有料老人ホーム	人数	(194)	(115)	(37)	(49)	(7)	(4)	(85)
	割合(%)	(100.0)	(59.3)	(19.1)	(25.3)	(3.6)	(2.1)	(43.8)	
	(内数)介護付き有料老人ホーム	人数	(152)	(76)	(50)	(43)	(3)	(7)	(42)
	割合(%)	(100.0)	(50.0)	(32.9)	(28.3)	(2.0)	(4.6)	(27.6)	
小規模多機能型居宅介護等	人数	33	20	5	4	4	5	13	
	割合(%)	100.0	60.6	15.2	12.1	12.1	15.2	39.4	
軽費老人ホーム	人数	4	3	0	0	0	2	0	
	割合(%)	100.0	75.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	
養護老人ホーム	人数	12	12	0	5	0	0	0	
	割合(%)	100.0	100.0	0.0	41.7	0.0	0.0	0.0	
短期入所施設	人数	23	15	7	7	0	0	3	
	割合(%)	100.0	65.2	30.4	30.4	0.0	0.0	13.0	
訪問介護等	人数	25	6	1	11	1	9	3	
	割合(%)	100.0	24.0	4.0	44.0	4.0	36.0	12.0	
通所介護等	人数	31	12	1	13	5	6	3	
	割合(%)	100.0	38.7	3.2	41.9	16.1	19.4	9.7	
居宅介護支援等	人数	6	1	1	0	0	4	1	
	割合(%)	100.0	16.7	16.7	0.0	0.0	66.7	16.7	
その他	人数	24	21	2	3	0	0	14	
	割合(%)	100.0	87.5	8.3	12.5	0.0	0.0	58.3	
合計	人数	1,060	637	212	309	57	41	277	
	割合(%)	100.0	60.1	20.0	29.2	5.4	3.9	26.1	

※施設・事業所種別の「その他」には、未届け有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、複合経営事業所等が含まれる。

表 68 施設種別ごとの虐待の程度（深刻度）

施設種別	虐待の程度（深刻度）					合計	
	深刻度 1	深刻度 2	深刻度 3	深刻度 4	深刻度 5		
介護保険施設 (n=431)	人数	235	70	108	8	10	431
	割合 (%)	54.5	16.2	25.1	1.9	2.3	100.0
GH・小規模多機能 (n=158)	人数	77	30	41	5	5	158
	割合 (%)	48.7	19.0	25.9	3.2	3.2	100.0
その他入所系 (n=385)	人数	231	70	62	13	9	385
	割合 (%)	60.0	18.2	16.1	3.4	2.3	100.0
居宅系 (n=62)	人数	38	16	6		2	62
	割合 (%)	61.3	25.8	9.7	0.0	3.2	100.0
その他 (n=24)	人数	12	1	9	2		24
	割合 (%)	50.0	4.2	37.5	8.3	0.0	100.0
合計 (n=1,060)	人数	592	187	226	28	26	1,060
	割合 (%)	55.8	17.6	21.3	2.6	2.5	100.0

(注) 「その他入所系」は、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、老人短期入所施設をさす。

表 69 虐待者の性別と介護従事者の性別の比較

		男性	女性	不明	合計
本調査での虐待者	人数	437	361	37	835
	割合 (%)	52.3	43.2	4.4	100.0
介護従事者	人数	4,432	15,373	1,780	21,585
	割合 (%)	20.5	71.2	8.2	100.0

(注) 「介護従事者」は、介護労働安全センター『令和元年度介護労働実態調査』による。

表 70 虐待者の男女別年齢と介護従事者の男女別年齢の比較

○本調査での虐待者

		年齢				総計
		～29歳	30～39歳	40～49歳	50歳以上	
男性	人数	91	93	55	89	328
	割合 (%)	27.7	28.4	16.8	27.1	100.0
女性	人数	33	32	59	118	242
	割合 (%)	13.6	13.2	24.4	48.8	100.0
合計	人数	124	125	114	207	570
	割合 (%)	21.8	21.9	20.0	36.3	100.0

(注) 年齢、性別は「不明」を除く。

○介護従事者

		年齢				総計
		～29歳	30～39歳	40～49歳	50歳以上	
男性	割合 (%)	13.0	35.4	30.6	21.0	100.0
女性	割合 (%)	6.1	16.9	29.2	47.8	100.0

(資料) 介護労働安定センター『令和元年度介護労働実態調査』年齢、性別は「不明」を除く。

表 71 施設種別にみた虐待者の職種

	虐待者数 (人)	虐待者の職種						介護職 割合(%)	管理職、 施設長、 経営者等 割合(%)
		介護職	看護職	管理職	施設長	経営者・ 開設者	その他		
特別養護老人ホーム	239	220	7	1	3	0	8	92.1	1.7
介護老人保健施設	87	68	14	2	0	0	3	78.2	2.3
介護療養型医療施設(介護医療院)	3	2	1	0	0	0	0	66.7	0.0
認知症対応型共同生活介護	134	105	3	13	4	3	6	78.4	14.9
有料老人ホーム	248	186	20	11	18	4	9	75.0	13.3
(内数)住宅型有料老人ホーム	(151)	(112)	(15)	(9)	(7)	(2)	(6)	(74.2)	(11.9)
(内数)介護付き有料老人ホーム	(97)	(74)	(5)	(2)	(11)	(2)	(3)	(76.3)	(15.5)
小規模多機能型居宅介護等	17	8	2	1	1	1	4	47.1	17.6
軽費老人ホーム	3	3	0	0	0	0	0	100.0	0.0
養護老人ホーム	11	11	0	0	0	0	0	100.0	0.0
短期入所施設	15	14	0	0	0	0	1	93.3	0.0
訪問介護等	26	16	5	5	0	0	0	61.5	19.2
通所介護等	28	19	1	3	1	1	3	67.9	17.9
居宅介護支援等	5	1	0	2	0	1	1	20.0	60.0
その他	19	11	2	4	0	2	0	57.9	31.6
合計	835	664	55	42	27	12	35	79.5	9.7

※施設・事業所種別の「その他」には、未届け有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、複合経営事業所等が含まれる。



(2) 養護者による高齢者虐待

表 72 被虐待高齢者の要介護度と虐待種別の関係

要介護度		虐待種別				
		身体的虐待	放棄放任	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
要支援1 (n=801)	人数	547	75	398	4	124
	割合(%)	68.3	9.4	49.7	0.5	15.5
要支援2 (n=966)	人数	626	120	527	7	163
	割合(%)	64.8	12.4	54.6	0.7	16.9
要介護1 (n=3,046)	人数	2,074	564	1,191	19	543
	割合(%)	68.1	18.5	39.1	0.6	17.8
要介護2 (n=2,568)	人数	1,726	593	971	14	414
	割合(%)	67.2	23.1	37.8	0.5	16.1
要介護3 (n=2,129)	人数	1,426	605	732	12	405
	割合(%)	67.0	28.4	34.4	0.6	19.0
要介護4 (n=1,452)	人数	884	455	405	10	305
	割合(%)	60.9	31.3	27.9	0.7	21.0
要介護5 (n=865)	人数	472	295	189	6	219
	割合(%)	54.6	34.1	21.8	0.7	25.3
合計 (N=11,827)	人数	7,755	2,707	4,413	72	2,173
	割合(%)	65.6	22.9	37.3	0.6	18.4

(注) 要支援・要介護認定者から要介護度不明の20人を除く。虐待種別は複数回答形式で集計。

表 73 被虐待高齢者の要介護度と虐待の程度(深刻度)の関係

要介護度		虐待の程度(深刻度)					合計
		深刻度1	深刻度2	深刻度3	深刻度4	深刻度5	
要支援1	人数	288	160	254	52	47	801
	割合(%)	36.0	20.0	31.7	6.5	5.9	100.0
要支援2	人数	330	206	317	65	48	966
	割合(%)	34.2	21.3	32.8	6.7	5.0	100.0
要介護1	人数	946	665	1,035	223	177	3,046
	割合(%)	31.1	21.8	34.0	7.3	5.8	100.0
要介護2	人数	797	565	871	153	182	2,568
	割合(%)	31.0	22.0	33.9	6.0	7.1	100.0
要介護3	人数	603	422	771	153	180	2,129
	割合(%)	28.3	19.8	36.2	7.2	8.5	100.0
要介護4	人数	387	284	543	132	106	1,452
	割合(%)	26.7	19.6	37.4	9.1	7.3	100.0
要介護5	人数	203	151	330	75	106	865
	割合(%)	23.5	17.5	38.2	8.7	12.3	100.0
合計	人数	3,554	2,453	4,121	853	846	11,827
	割合(%)	30.0	20.7	34.8	7.2	7.2	100.0

(注) 要支援・要介護認定者から要介護度不明の20人を除く。

表 74 被虐待高齢者の認知症の程度と虐待種別の関係

認知症高齢者の日常生活自立度	虐待種別				
	身体的虐待	放棄放任	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
介護保険未申請・申請中・自立 (n=5,526)	人数 3,908	739	2,454	23	841
	割合(%) 70.7	13.4	44.4	0.4	15.2
要介護認定済み／認知症なし・自立度 I (n=3,046)	人数 1,977	503	1,486	20	552
	割合(%) 64.9	16.5	48.8	0.7	18.1
認知症自立度 II (n=4,166)	人数 2,764	917	1,584	20	750
	割合(%) 66.3	22.0	38.0	0.5	18.0
認知症自立度 III 以上 (n=4,100)	人数 2,699	1,169	1,159	28	762
	割合(%) 65.8	28.5	28.3	0.7	18.6
合計 (N=16,838)	人数 11,348	3,328	6,683	91	2,905
	割合(%) 67.4	19.8	39.7	0.5	17.3

(注) 介護保険申請状況、認知症の有無・程度が不明のケースを除く。虐待種別は複数回答形式で集計。

表 75 被虐待高齢者の認知症の程度と虐待の程度（深刻度）の関係

認知症高齢者の日常生活自立度	虐待の程度（深刻度）					合計
	深刻度1	深刻度2	深刻度3	深刻度4	深刻度5	
介護保険未申請・申請中・自立	人数 1,713	1,137	1,809	388	479	5,526
	割合(%) 31.0	20.6	32.7	7.0	8.7	100.0
要介護認定済み／認知症なし・自立度 I	人数 988	625	1,042	210	181	3,046
	割合(%) 32.4	20.5	34.2	6.9	5.9	100.0
認知症自立度 II	人数 1,213	942	1,433	279	299	4,166
	割合(%) 29.1	22.6	34.4	6.7	7.2	100.0
認知症自立度 III 以上	人数 1,158	804	1,487	327	324	4,100
	割合(%) 28.2	19.6	36.3	8.0	7.9	100.0
合計	人数 5,072	3,508	5,771	1,204	1,283	16,838
	割合(%) 30.1	20.8	34.3	7.2	7.6	100.0

(注) 介護保険申請状況、認知症の有無・程度が不明のケースを除く。

表 76 被虐待高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）と虐待種別の関係

障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）	虐待種別				
	身体的虐待	放棄放任	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
自立 (n=480)	人数 332	57	212	4	84
	割合(%) 69.2	11.9	44.2	0.8	17.5
J (n=2,534)	人数 1,753	391	1,120	17	421
	割合(%) 69.2	15.4	44.2	0.7	16.6
A (n=4,922)	人数 3,328	1,067	1,903	20	842
	割合(%) 67.6	21.7	38.7	0.4	17.1
B (n=2,483)	人数 1,538	731	802	23	495
	割合(%) 61.9	29.4	32.3	0.9	19.9
C (n=898)	人数 481	359	203	5	232
	割合(%) 53.6	40.0	22.6	0.6	25.8
合計 (N=11,317)	人数 7,432	2,605	4,240	69	2,074
	割合(%) 65.7	23.0	37.5	0.6	18.3

(注) 介護保険申請状況、日常生活自立度（寝たきり度）が不明のケースを除く。虐待種別は複数回答形式で集計。

表 77 被虐待高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）と虐待の程度（深刻度）の関係

障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)		虐待の程度(深刻度)					合計
		深刻度1	深刻度2	深刻度3	深刻度4	深刻度5	
自立	人数	169	99	137	41	34	480
	割合(%)	35.2	20.6	28.5	8.5	7.1	100.0
J	人数	822	562	856	159	135	2,534
	割合(%)	32.4	22.2	33.8	6.3	5.3	100.0
A	人数	1,493	1,071	1,702	335	321	4,922
	割合(%)	30.3	21.8	34.6	6.8	6.5	100.0
B	人数	664	473	933	206	207	2,483
	割合(%)	26.7	19.0	37.6	8.3	8.3	100.0
C	人数	199	162	343	81	113	898
	割合(%)	22.2	18.0	38.2	9.0	12.6	100.0
合計	人数	3,347	2,367	3,971	822	810	11,317
	割合(%)	29.6	20.9	35.1	7.3	7.2	100.0

(注) 介護保険申請状況、日常生活自立度（寝たきり度）が不明のケースを除く。

表 78 被虐待高齢者の介護保険サービスの利用状況と相談・通報者の関係

		介護 専門 員	介護 保険 事 業 所 職 員	医療 機 関 従 事 者	近 隣 住 民 ・ 知 人	民 生 委 員	被 虐 待 者 本 人	家 族 ・ 親 族	自 身 虐 待 者	当 該 市 町 村 行 政 職 員	警 察	そ の 他
介護サービスを受けている (n=9,550)	人数	5,610	1,168	315	232	130	313	480	116	363	723	677
	割合(%)	58.7	12.2	3.3	2.4	1.4	3.3	5.0	1.2	3.8	7.6	7.1
過去受けていたが判断 時点では受けていない (n=499)	人数	147	25	85	19	10	45	49	7	41	60	47
	割合(%)	29.5	5.0	17.0	3.8	2.0	9.0	9.8	1.4	8.2	12.0	9.4
過去も含め受けていない (n=1,681)	人数	235	52	205	79	50	158	248	58	139	320	213
	割合(%)	14.0	3.1	12.2	4.7	3.0	9.4	14.8	3.5	8.3	19.0	12.7
合計 (n=11,730)	人数	5,992	1,245	605	330	190	516	777	181	543	1,103	937
	割合(%)	51.1	10.6	5.2	2.8	1.6	4.4	6.6	1.5	4.6	9.4	8.0

(注) 要介護認定者を対象に集計。介護保険サービス利用状況が不明のケースを除く。相談・通報者は複数回答形式で集計。

表 79 被虐待高齢者の介護保険サービスの利用状況と分離保護対応の関係

		被虐待者の保護 として虐待者か らの分離を行っ た事例	被虐待者と虐待 者を分離してい ない事例	現在対応につい て検討・調整中 の事例	虐待判断時点で 既に分離状態の 事例(別居、入 院、入所等)	その他	総計
介護保険サービスを受けて いる	人数	2,743	5,251	262	1,134	160	9,550
	割合(%)	28.7	55.0	2.7	11.9	1.7	100.0
過去に受けていたが虐待判 断時点では受けていない	人数	184	155	13	136	11	499
	割合(%)	36.9	31.1	2.6	27.3	2.2	100.0
過去も含めて受けていない	人数	624	722	39	259	37	1,681
	割合(%)	37.1	43.0	2.3	15.4	2.2	100.0
合計	人数	3,551	6,128	314	1,529	208	11,730
	割合(%)	30.3	52.2	2.7	13.0	1.8	100.0

(注) 要介護認定者を対象に集計。介護保険サービス利用状況が不明のケースを除く。

表 80 被虐待高齢者における介護保険サービスの利用状況と虐待の程度（深刻度）の関係

介護保険サービスの利用		虐待の程度（深刻度）					合計
		深刻度1	深刻度2	深刻度3	深刻度4	深刻度5	
介護保険サービスを受けている	人数	2,874	2,061	3,342	657	616	9,550
	割合(%)	30.1	21.6	35.0	6.9	6.5	100.0
過去に受けていたが虐待判断時点では受けていない	人数	117	82	186	43	71	499
	割合(%)	23.4	16.4	37.3	8.6	14.2	100.0
過去も含めて受けていない	人数	519	298	561	146	157	1,681
	割合(%)	30.9	17.7	33.4	8.7	9.3	100.0
合計	人数	3,510	2,441	4,089	846	844	11,730
	割合(%)	29.9	20.8	34.9	7.2	7.2	100.0

(注) 要介護認定者を対象に集計。介護保険サービス利用状況が不明のケースを除く。

表 81 虐待者の続柄と同居・別居の関係

虐待者続柄		同居・別居の関係					合計
		虐待者とのみ同居	虐待者及び他家族と同居	虐待者と別居	その他	不明	
夫	人数	2,780	943	72	19	6	3,820
	割合(%)	72.8	24.7	1.9	0.5	0.2	100.0
妻	人数	760	310	20	5	1	1,096
	割合(%)	69.3	28.3	1.8	0.5	0.1	100.0
息子	人数	3,314	2,425	992	51	9	6,791
	割合(%)	48.8	35.7	14.6	0.8	0.1	100.0
娘	人数	1,153	1,180	514	17	12	2,876
	割合(%)	40.1	41.0	17.9	0.6	0.4	100.0
息子の配偶者(嫁)	人数	16	305	38	1	1	361
	割合(%)	4.4	84.5	10.5	0.3	0.3	100.0
娘の配偶者(婿)	人数	9	130	17	0	1	157
	割合(%)	5.7	82.8	10.8	0.0	0.6	100.0
兄弟姉妹	人数	175	85	84	2	2	348
	割合(%)	50.3	24.4	24.1	0.6	0.6	100.0
孫	人数	85	301	73	6	0	465
	割合(%)	18.3	64.7	15.7	1.3	0.0	100.0
その他	人数	220	113	236	22	0	591
	割合(%)	37.2	19.1	39.9	3.7	0.0	100.0
不明	人数	0	2	3	1	1	7
	割合(%)	0.0	28.6	42.9	14.3	14.3	100.0
複数虐待者	人数	280	464	144	26	1	915
	割合(%)	30.6	50.7	15.7	2.8	0.1	100.0
合計	人数	8,792	6,258	2,193	150	34	17,427
	割合(%)	50.5	35.9	12.6	0.9	0.2	100.0

(注) 虐待者の続柄は、被虐待高齢者からみたものであり、被虐待高齢者 1 人に対して虐待者が複数いる場合は「複数虐待者」とした。

表 82 虐待者の続柄と年齢の関係

虐待者続柄	虐待者の年齢						
	40歳未満	40-49歳	50-59歳	60-64歳	65-69歳	70-74歳	
夫	人数	2	0	16	21	270	677
	割合(%)	0.1	0.0	0.4	0.5	6.9	17.2
妻	人数	1	12	46	71	154	255
	割合(%)	0.1	1.0	3.8	5.9	12.8	21.3
息子	人数	546	1,978	2,956	879	496	172
	割合(%)	7.4	26.7	39.9	11.9	6.7	2.3
娘	人数	227	860	1,365	361	190	78
	割合(%)	6.9	26.2	41.6	11.0	5.8	2.4
その他	人数	641	299	385	230	256	254
	割合(%)	24.5	11.4	14.7	8.8	9.8	9.7
合計	人数	1,417	3,149	4,768	1,562	1,366	1,436
	割合(%)	7.7	17.1	25.9	8.5	7.4	7.8

虐待者続柄	虐待者の年齢					合計	
	75-79歳	80-84歳	85-89歳	90歳以上	不明		
夫	人数	971	1,120	615	173	65	3,930
	割合(%)	24.7	28.5	15.6	4.4	1.7	100.0
妻	人数	295	242	95	14	15	1,200
	割合(%)	24.6	20.2	7.9	1.2	1.3	100.0
息子	人数	31	1	0	0	350	7,409
	割合(%)	0.4	0.0	0.0	0.0	4.7	100.0
娘	人数	10	1	0	0	188	3,280
	割合(%)	0.3	0.0	0.0	0.0	5.7	100.0
その他	人数	141	93	53	11	253	2,616
	割合(%)	5.4	3.6	2.0	0.4	9.7	100.0
合計	人数	1,448	1,457	763	198	871	18,435
	割合(%)	7.9	7.9	4.1	1.1	4.7	100.0

(3) 市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等と相談・通報件数及び虐待判断件数との関係

①取組項目

市町村における体制整備の取組 17 項目。

表 83 市町村における体制整備の取組項目

市町村における体制整備の取組項目
1. 高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知(調査対象年度中)
2. 地域包括支援センター等の関係者へ的高齢者虐待に関する研修(調査対象年度中)
3. 高齢者虐待について、講演会や市町村広報誌等による、住民への啓発活動(調査対象年度中)
4. 独自の高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成
5. 虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言
6. セルフネグレクト状態にある高齢者の権利利益の養護を図るための早期発見の取組や相談等
7. 成年後見制度の市区町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化
8. 地域における権利擁護・成年後見体制の整備に向けた中核機関の立ち上げ・体制整備
9. 法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署担当者との協議
10. 老人福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係。機関との調整
11. 生活困窮者支援、DV 担当課等の役所・役場内の体制強化
12. 保健所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター等の関係機関との連携強化
13. 民生委員、住民、社会福祉協議会等からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組
14. 介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組
15. 行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組
16. 居宅介護サービス事業者に法について周知(調査対象年度中)
17. 介護保険施設に法について周知(調査対象年度中)

②市町村の体制整備取組状況と相談・通報件数、虐待判断件数

市町村の体制整備取組数と相談・通報件数、虐待判断件数の関係を分析。

表 84 市町村の体制整備取組状況と相談・通報件数、虐待判断件数

体制整備 取組数	市区町村数	高齢者人口10万人あたり	
		相談通報件数	虐待判断件数
0	9	31.8	15.9
1	17	28.4	13.2
2	22	31.1	19.1
3	35	43.3	16.8
4	46	42.7	21.4
5	62	50.9	23.4
6	62	48.2	27.5
7	93	58.4	33.1
8	102	66.3	35.0
9	113	59.0	27.5
10	107	74.5	35.6
11	125	76.4	39.2
12	140	72.8	36.8
13	136	88.8	42.0
14	147	87.5	44.5
15	141	99.8	48.3
16	174	103.1	52.9
17	210	99.7	50.9